仕 様 書 等 に 関 す る 質 問 書

次の案件の仕様書等に対して、以下のとおり質問します。

案件名	大阪公立大学医学部附属病院　病院情報システム開発業務等委託及び機器一式長期借入

通番	質問箇所		質問事項	回答
	資料名	ページ番号		
1	6-2_仕様書別紙	P323~340	別紙02-3「機能要件一覧（システム運用管理）」および別紙02-4「機能要件一覧（ハードウェア要件）」について確認させていただきたく存じます。 当該資料につきましては、様式第5号に記載がございませんでしたが、技術審査資料（要件対応表）における回答対象外となりますでしょうか。 回答対象となる場合は、回答作成にあたり、Excel形式の回答フォーマットをご提供いただけますと幸いです。	別紙02-3 と別紙02-4 は、技術審査資料（様式第5号）による回答の対象に含みません。これらの要件は、全てを満たすことを求める必須の要件です。回答の対象に含まないため、回答の様式は提供しません。
2	6-2_仕様書別紙	P323~340	別紙02-3_機能要件一覧（システム運用管理）、別紙02-4_機能要件一覧（ハードウェア要件）については要件回答の対象外でしょうか。 (2026/9/18送付済み)	通番1 の回答のとおりです。
3	6-2_仕様書別紙	P323~340	上記の回答次第となるのですが、要件回答の範囲であった場合、別紙02-3_機能要件一覧（システム運用管理）、別紙02-4_機能要件一覧（ハードウェア要件）についてExcel形式での回答フォーマットの提供をお願いできますでしょうか。(2026/9/18送付済み)	通番1 の回答のとおりです。
4	入札説明書（入札公告）	P6~7	契約締結については、令和9年4月1日とされておりますが、機器や要員の手配の関係上、前倒しでの契約の交渉に応じていただくことはできますでしょうか。 もしくは、何等かの合意文書を以て機器等を用意する格好で前倒しでのプロジェクトの開始をさせていただくことは可能でしょうか。	契約の締結は令和9年4月1日以降とし、前倒しの契約には応じません。また、契約締結前に機器等の手配・準備を前提とした合意文書の締結や業務着手を認めることもできません。なお、落札者に決定した旨の通知は落札者決定後に発行します。契約履行の円滑な開始に必要な範囲での事前打合せは可能です。
5	仕様書別紙	P325 92.4.1.1	既存IPSのログ・アラートは、どのようなものになるでしょうか。また、1日あたりのログ量はどの程度でしょうか。	以下のとおり回答します。①既存の IPS は、部門システムの保守用回線の接続点に設置した透過型の IPS で、ログは院内の集中管理装置に集約しています。現在、このログは院外へ転送していません。本要件は、集中管理装置に集約しているログのうち、侵入の検知や遮断などを確認するためのログを、SOC の監視、分析、通知の対象とすることを求めるものです（別紙02-3／92.4.1.1、92.4.6.1）。転送の方式は、syslog 転送や API 連携などからご提案ください（92.4.11.1）。②1日あたりのログの量は、他の病院などでの実績を踏まえてご検討ください。なお、参考までに、現行の Syslog サーバに集まるネットワーク機器のログは、1日あたり約490万件、約2.6GB です（令和8年7月の平日1日分）。
6	入札説明書（入札公告）	P4	提案書等の提出方法について、送付履歴がわかるものを用いて郵送することとなっておりますが、宅配便を用いての提出は可能でしょうか。	送付履歴を確認できる方法であれば、宅配便による提出も可とします。
7	1-1_入札説明書 7-3_内訳書	19 その他	「1-1_入札説明書」に「(9) 落札者は本法人が指摘する期日までに入札内訳書を提出すること。」と記載があり、「7-3_内訳書」の様式もご提供いただいておりますが、本内訳書は入札書に同封する形になるか、もしくはその他の提出方法が必要など、どのように考慮すればよいでしょうか？提出方法・様式について、ご回答をお願いいたします。	入札書の提出において入札内訳書の提出は不要です。落札者決定後に落札者に提出方法、提出期日を通知します。
8	1-1_入札説明書	5.入札書及び提案書等に関する資料の提出期限等	1-1_入札説明書に、以下の記載がありますが、「提案書等」に含まれるものは、2-1_提案書作成要領に記載の(1) 提案書、(2) 技術審査資料（要件対応表）、(3) 誓約書、(4) 運用保守費の積算内訳書　の理解でよろしいでしょうか。 その場合、提案書等の提出物は、封筒に入る大きさにはならない可能性が高いため、その場合の取扱い及び送付方法についてご教示ください。 【該当記載箇所】 1-1_入札説明書- 5.入札書及び提案書等に関する資料の提出期限等・提案書等 別紙「提案書作成要領」のとおり ※封筒の表に「案件名称」及び「提案書在中」と記載し、送付履歴がわかるものを用いて郵送すること。 ※提案書等の作成及び提出にかかる費用は提出者の負担とする。なお、「17.入札の保留、延期又は取り止め」（1）～（3）の理由により、入札の保留等となった場合も同様の扱いとする。 ※「提案書作成要領」及び「提案書記載依頼事項」を確認のうえ、作成要領、作成部数等必ず確認すること。	以下のとおり回答します。①お見込みのとおりです。提案書等は、提案書、技術審査資料（要件対応表）、誓約書、運用保守費の積算内訳書です（提案書作成要領／1）。②提案書等の正本は、4つの資料を含めて袋とじにするため（通番9 の回答のとおり）、封筒に入らない場合は、段ボール箱などに入れて提出して差し支えありません。その場合も、外装に「案件名称」と「提案書在中」を記載し、送付の履歴が分かる方法で郵送してください（入札説明書／5(4)）。

9	2-1_提案書作成要領	1. 提案書等として提出する資料の種類	提案書等として、ご提出する資料の種類として、以下の記載をいただいておりますが、正本1部、副本30部については、(1)提案書のみをご用意し、(2)～(4)はそれぞれ1部ずつご提出するという理解でよろしいでしょうか。 【該当記載箇所】 本入札にかかわる提案書等として、次の3つの資料を以下に示す留意事項に従い提出してください。 (1) 提案書 (2) 技術審査資料（要件対応表） (3) 誓約書 (4) 運用保守費の積算内訳書	正本1部は、(1)提案書から(4)運用保守費の積算内訳書までの4つの資料を含めて袋とじにしてください。副本30部は「(1)提案書だけでよいか」の点は、お見込みのとおりです（提案書作成要領／2(3)）。(2)から(4)は正本に含めるため、別に紙で提出する必要はありません。技術審査資料は、提出する文書すべてを保存した電子媒体1部にも含めてください（提案書作成要領／1(2)、2(3)）。
10	2-2_提案書記載依頼事項	2.提案者に関する情報 2.1.3 参加資格等	以下の記載がありますが、資格要件を満たしている「具体的根拠」及び「当該登録を証する書類（資格審査結果通知書の写し等）」は、大阪府ホームページの「【物品・委託役務関係】入札参加資格の各種手続案内」ページ内、入札参加資格者名簿にて当該賃貸借を行う者が登録されていることがわかるページのキャプチャをお示しすることで問題ございませんでしょうか。 【該当記載箇所】 3. ②機器等一式借入に係る賃貸借を行う者（提案者自らが行う場合を含む。）を明らかにした上で、当該者が調達仕様書に定める賃貸人の資格要件（令和7・8・9年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿への種目コード「158:情報処理用機器」での登録）を満たしている具体的根拠を記載し、当該登録を証する書類（資格審査結果通知書の写し等）を添付すること。	お見込みのとおりです。大阪府の入札参加資格者名簿のうち、賃貸借を行う者が種目コード「158:情報処理用機器」で登録されていることが分かるページの写しを添付してください。
11	6-1_仕様書	2.3.構築及び運用保守工程における成果物	成果物について「機器設置図面」の記載をいただいておりますが、受注者による現地下見のうえ、PC等の機器をプロットした図面をご提出する理解でよろしいでしょうか。 【該当記載箇所】 機器設置図面 各機器の設置場所、配線経路等を示した図面	お見込みのとおりです。機器設置図面は、受注者が現地を確認したうえで、本調達で納入する機器と、受注者が施工する配線（調達仕様書／図表5.6-1「LAN配線に係る責任分界」に定める受注者の範囲）を対象として作成してください（調達仕様書／2.3）。
12	6-1_仕様書	2.5. 契約の区分	(4)②において、「賃貸人（受注者自らが賃貸借を行う場合の受注者を含む）」とありますが、（様式第6号）誓約書にある応札者選定の「指定リース会社」が賃貸人となる場合、賃貸借契約書案上の「受注者」の文言は「賃貸人」もしくは「指定リース会社」に置き換わるものとの認識で問題ないでしょうか。 【該当記載箇所】 （4）機器等一式借入の契約相手 ②機器等一式借入に係る契約は、当院と賃貸借を行う者（以下「賃貸人」という。）との間で直接締結するものとする。賃貸人（受注者自らが賃貸借を行う場合の受注者を含む。）は、令和7・8・9年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿に種目コード「158:情報処理用機器」で登録している者であることを要する。	賃貸借契約書の「受注者」の文言は置き換えず、契約の相手方である賃貸人の名称を受注者の欄に記載します。質問者の場合、賃貸借契約書の「受注者」は、誓約書（様式第6号）に記載したリース会社となります。
13	6-1_仕様書	3. 機能要件 3.2. 機能要件に係る留意事項	リモート保守環境の構築について、以下のように記載いただいておりますが、回線とルータのみ共通環境で、基幹システムと各部門システムのリモート保守環境は異なる仕組みでご提案いたします。双方ともに医療情報システムの安全管理に関するガイドラインを遵守できる接続方式をご提案する前提で、回線とルータが共通環境での利用であれば、「基幹システムの受注者のみならず、各部門システムの保守業者が共通で利用できる仕組み」であると理解してよろしいでしょうか？ 【該当記載箇所】 (3)リモート保守環境の構築 受注者は、運用保守業務を効率的に実施するため、リモート保守環境を構築すること。本環境は、基幹システムの受注者のみならず、各部門システムの保守業者が共通で利用できる仕組みとすること。	基本的には仕様書のとおり、基幹システムと各部門システムの保守業者が共通で利用できる一つのリモート保守環境として提供してください（調達仕様書／3.2(3)）。回線とルータのみを共通とし、その先を基幹システムと各部門システムで別の仕組みとする提案も可としますが、その場合も、いずれの仕組みにおいても中継端末の経由、二要素認証によるネットワークへの参加、接続元の端末の制限と操作の記録を備え、当院が接続の経路と操作の記録を一元的に確認できるようにしてください（調達仕様書／3.2(3)、6.1.6(2)）。また、仕組みを分ける理由と、分けることによる当院の運用負荷が増えないことを提案書に記載してください。
14	6-1_仕様書	3. 機能要件 3.2. 機能要件に係る留意事項	リモート保守環境の構築について、以下のように記載いただいておりますが、各部門システムのリモート保守環境は、速やかに是正が必要となる脆弱性などへの対応を想定し、中継端末をクラウド上に構築し、中継端末環境をサービス提供とする予定にしています。中継端末の配置場所について、クラウド環境も含め、柔軟に対応できるようにご検討をお願い致します。 【該当記載箇所】 (3)リモート保守環境の構築 リモート保守は画面転送方式とし、院内に画面転送用の中継端末を設置し、当該端末を経由して操作する構成とすること	「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（厚生労働省）などが求める安全性と機能（接続の経路の管理、接続元の制限、操作の記録など）が確保されていれば、中継端末をクラウド環境に置くことも差し支えありません（調達仕様書／3.2(3)）。その場合は、安全性と機能の確保の方法を提案書に記載してください。

15	6-1_仕様書	5. 業務委託要件 5.2. 構築方針 5.2.2. 各種システム環境	システム導入に際する貴院内の開発拠点について、以下のように記載いただいておりますが、システム開発の際は最大50名程度、稼働立会いの際は最大100名程度の人員が想定されます。極力リモート導入等の活用によりスペースの効率化に努めますが、貸与スペースについては、ご相談に応じていただけますようご検討をお願い致します。 【該当記載箇所】 （1）開発・保守環境 施設が必要な場合は、20 名程度の作業スペースを当院が提供するが、使用の際は当院のルールに従うこと。20 名を超えるスペースが必要な場合は、受注者の負担で別途確保すること。	作業スペースは、仕様書のとおりとします（調達仕様書／5.2.2(1)）。20名を超えるスペースが必要となる場合は、当院が提供できる範囲で協議に応じます。
16	6-1_仕様書	5.5. システム移行要件	本項に記載のシステム移行要件は、主に電子カルテシステムをはじめとする基幹システムに関する要件であると認識しております。 一方、今回各事業者が提案する部門システムのうち、他社製システムへ変更するものについても、データ移行に関する考慮が必要であると考えます。 当該部門システムについて、現行システムのデータ抽出にかかる作業・費用を見込む形で問題ありませんでしょうか？	お見込みのとおりです。本調達で提案する部門システムに係る現行データの抽出から取込までの作業と費用は、本調達に含むものとします。
17	6-1_仕様書	5.9. 稼働後支援 5.9.1. 稼働後初期安定化支援 （1）本稼働立会い	本稼働立ち合いについて、以下のように記載いただいておりますが、当社システムでのリプレースのご提案の場合、操作性や習熟度の観点で、他院事例を鑑みても1週間（平日5日間相当）の本稼働立会いでも、問題なく稼働後初期安定化支援が可能だと考えます。「（2）立会い期間の延長」にあるように、運用に関わる重大バグが解消できないなどの事態が発生した場合は、その限りでございませんが、安定稼働を前提とした場合、1週間（平日5日間相当）の本稼働立会いもご提案可能なようにご検討をお願い致します。また、部門システムについては、システムの特性に応じ、立会い内容・日数についてはご提案させていただきますので、協議に応じていただけますようお願い致します。 【該当記載箇所】 新システム稼働後、2週間（平日 10 日間相当）の本稼働立会いを行うものとし、当該期間 中は一定の要員を配置すること。	以下のとおり回答します。①本稼働立会いは、仕様書のとおり2週間を基本とします（調達仕様書／5.9.1(1)）。稼働の状況によっては、当院の判断で1週間程度に短縮することを検討します。②部門システムの立会いの内容は、システムの特性に応じてご提案ください。期間は、基幹システムと同じく2週間を基本とし、当院と協議のうえ決定します。
18	6-1_仕様書	6. 運用保守要件 6.1. 運用保守の基本事項 6.1.6. 運用保守における留意事項	運用保守における保守拠点について、以下のように記載いただいておりますが、すべての部門システムの保守を担当するベンダ・会社の拠点が、同様の認証・認可及びファシリティを備えることは難しいと考えます。基幹システムのリモート保守拠点としては遵守すべき要件であると考えますので、 「各部門システムのリモート保守環境については、基幹システムと同等の水準を求めるものとするが、すべての部門システムの接続元拠点において、同等の認証、環境を有しないことが想定されるため、利用条件・運用ルールを整備のうえ、協議する」とさせていただきたく、ご検討をお願い致します。 【該当記載箇所】 保守関連窓口及びリモート保守を行う施設は、ISO/IEC27001（ISMS）及びプライバシーマークの認証を取得していること。リモート保守用の機器を設置する室は、生体認証等による入退室管理及び監視カメラによる記録を行い、入退室のログを保存すること。 なお、リモート保守環境（「3.2（3）」参照）は部門システムの保守業者も共通で利用するため、受注者は、部門システム保守業者等の接続元拠点に対しても本項と同等の水準を求める利用条件・運用ルールを整備すること。	仕様書のとおりとします。受注者は、部門システムの保守業者の接続元の拠点にも同等の水準を求める利用条件と運用ルールを整備してください（調達仕様書／6.1.6(2)）。同等の認証を持たない拠点からの接続を認めるかどうかは、受注者が整備する利用条件に基づき、当院が個別に判断します。
19	6-1_仕様書	6.6. 借入期間満了時等の取扱い	借入期間満了時等の取扱いについて定義いただいておりますが、全体費用の最適化及び、借入期間満了後、貴院による一部機器の買取り費用の削減を目的とするため、期間満了後に資産を貴院に無償譲渡するという形でご提案してもよろしいでしょうか。	借入期間の満了後の機器の扱いは、仕様書のとおりとします（調達仕様書／6.6）。期間満了後に機器を無償で譲渡することを前提とした提案は認めません。借入期間の満了後は賃貸人が機器を引き取り（賃貸借契約書案／第14条）、当院が買取を申し出た機器は、引取りの時の市場価値に照らして協議のうえ金額を決定します（調達仕様書／6.6(3)）。

20	6-1_仕様書	6.7. 費用に関する事項	各年度の支払について、①システム開発と②機器等一式借入の支払いを記載いただいておりますが、①システム開発の契約額は、「1-1_入札説明書」に記載の入札予定価格 金5,672,737,099円に対して、令和9年度、10年度の合計割合28.67%を乗じた1,626,373,726円（税抜）となり、②機器等一式借入の契約額は、入札書記載金額の合計から1,626,373,726円（税抜）を差し引いた金額になるという理解でよろしいでしょうか？	具体的には以下の計算方法となります。 仮に入札書に入札予定価格と同額の5,672,737,099円(税抜き)とご記載いただいた場合、落札価格が6,240,010,808円(税込み)となり、①システム開発の契約額は令和9年度、令和10年度の合計割合28.67%を乗じた 1,789,011,098円(税込み)となり②機器等一式借入の契約額は6,240,010,808円(税込)から1,789,011,098円を差し引いた金額となります。 これに合わせて、調達仕様書/6.7の記載を以下のとおり訂正いたします。 【6.7(1) 】 ①システム開発と②機器等一式借入の契約金額については下記（1）（2）の記載のとおりとし、各契約区分の対価は、契約の区分ごとに、契約期間に応じた期間割により支払う。詳細は以下のとおり。 （1）①システム開発の契約金額は、落札価格（入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）に、①の「計」欄の割合を乗じて得た額とする（以下「システム開発契約金額」という。）。小数点以下の端数は切り捨てる。各年度の支払額はシステム開発契約金額に①の各年度の割合を乗じて得た額とし、端数が生じた場合は、当該契約の最初の支払年度の支払額において調整する。 （2）②機器等一式借入の契約金額は、落札価格（入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）からシステム開発契約金額を減じて得た額とする（以下「機器等一式借入契約金額」という。）。各年度の支払額は機器等一式借入契約金額に②の各年度の割合を乗じて得た額とし、端数が生じた場合は、当該契約の最初の支払年度の支払額において調整する。 （3）④保守業務の各年度の支払額は、提案書に記載された④に係る金額(税込み)に次表の④の各年度の割合を乗じて得た額とする。端数が生じた場合は、当該契約の最初の支払年度の支払額において調整する。
21	8-2_様式第5号_技術審査資料_要件対応表_システム開発 6-2_仕様書別紙	14.1.1.2 16_患者案内表示 全般 05_端末・周辺機器一覧 【集計表】	患者案内表示板のディスプレイについて、 要件対応表では、患者誘導案内用と会計待ち案内用として、40インチ以上液晶モニターを計34台の導入について記載されていますが、05_端末・周辺機器一覧では10台のみ調達すると記載されています。 05_端末・周辺機器一覧通り、10台のみ予備機として調達する前提のご提案でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。台数は別紙05 を正とします。患者案内表示用の40インチ以上の液晶モニターは、現行の35台を流用し、本調達で新たに調達するのは予備機の10台です（別紙05／集計表 No.11、明細 No.80）。別紙02-1／14.1.1.2・14.1.1.3 の台数の記載は、以下の通り訂正します。 【14.1.1.2】 誤：各科外来診察室への患者誘導案内用として、以下のディスプレイ装置を導入すること。・40インチ以上液晶モニター　×　31台 正：各科外来診察室への患者誘導案内用として、現行のディスプレイ装置を流用すること。予備機として、以下のディスプレイ装置を導入すること（14.1.1.3の会計待ち案内用と合わせて10台）。・40インチ以上液晶モニター 【14.1.1.3】 誤：会計待ち案内用として、以下のディスプレイ装置を導入すること。・40インチ以上液晶モニター　×　3台 正：会計待ち案内用として、現行のディスプレイ装置を流用すること。予備機は14.1.1.2 のとおりとする。
22	6-2_仕様書別紙	別紙02-3_機能要件一覧（システム運用管理） 91.5.1.1 運用管理端末管理・パッチ配信 92.10.1.1 セキュリティセキュリティパッチ適用	サーバ及びPCのセキュリティパッチ適用・更新プログラムの適用について、適用ができる環境のご用意・ご提案を実施する予定ですが、 実際にセキュリティパッチ及び更新プログラムの適用を実施する際には、各システムでの動作検証・動作確認等が必要であり、一律入札費用に含めることが困難であることから、実際の適用についてはご提案範囲外、別途ご契約の上対応検討とさせていただきますが、その認識でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。サーバ及び端末のセキュリティパッチ・更新プログラムの適用について、本調達で求める範囲は、適用可能な環境の整備までです（別紙02-3／91.5.1.1、92.10.1.1）。サーバへの適用環境は、ツールによるものに限らず、SEによる対応等での代替も可とします。受注者は、脆弱性情報の収集及び影響分析を行い、適用要否を当院に報告してください（調達仕様書／6.3(1)）。個々のパッチの適用可否、適用時期及び方法は当院と協議のうえ決定するものとし、適用作業に係る費用は運用保守費に含めず、別途契約も含めてその都度協議します。ただし、受注者が提供するパッケージの修正プログラムについては、仕様書のとおり受注者が適用するものとし、その作業は運用保守費に含むものとします（調達仕様書／図表6.2.7-1 項番4、6.3(3)）
23	6-2_仕様書別紙	別紙01_調達システム等一覧	透析管理システムについて、更新タイプを「更新」と定義いただいておりますが、これまでのご提案では、本調達とは別でご調達を想定されていると伺っておりました。透析管理システムに関しては、基幹システム側の接続費用のみ見込むという形で問題ございませんでしょうか？	ご指摘のとおり記載誤りです。以下の通り訂正します。 誤：21　透析管理システム更新タイプ：更新 正：21　透析管理システム更新タイプ：ー（連携のみ） ただし、接続に必要となる病院情報システム側のインタフェース、設定と調整の作業、通信テストと動作確認は、本調達に含みます（調達仕様書／3.4(2)）。
24	6-2_仕様書別紙	別紙01_調達システム等一覧	医療費後払いシステム、コマンドセンターシステムをはじめとした更新タイプが「連携のみ」のシステムのそれらの接続にかかる費用について、これまでのご提案では本調達とは別でご調達を想定されていると伺っておりました。これらのシステムに関しては、基幹システム側の接続費用のみ見込むという形で問題ございませんでしょうか？	お見込みのとおりです。更新タイプが「ー（連携のみ）」のシステムの側に発生する改修や設定の変更などの費用は、本調達の対象外です。ただし、接続に必要となる病院情報システム側のインタフェース、設定と調整の作業、通信テストと動作確認は、本調達に含みます（調達仕様書／3.4(2)）。

25	6-2_仕様書別紙	別紙02-3_機能要件一覧（システム運用管理） 91.8.1.1 91.8.1.2 基本要件（院内バックアップ）	院内バックアップにかかる仕様について、以下のように記載されておりますが、弊社ご提案では、 電子カルテシステム及び医事会計システム、PACSについてはデータ保全のために、バックアップサーバおよびLTO装置を備える予定で、バックアップデータを3世代以上保管できる仕組みをご提供予定です。部門システムに関しては、LTO装置を用いたテープバックアップではなく、統合1次バックアップに加え、オフラインでのデータ保全、複数世代の取得、改変不可の対応が可能な統合2次バックアップを組み合わせたバックアップの仕組みをご提案いたします。 部門システムに関して、複数ベンダ・大容量データをテープバックアップでは長時間（24時間超）を要する可能性があるため、オフラインでのデータ保全が可能な本構成でご提案でも可能なようにご検討をお願い致します。 【該当記載箇所】 91.8.1.1 電子カルテシステムに係るデータを保全するため、バックアップサーバおよびLTO装置を用いたバックアップ構成を備えること。また、バックアップデータは改変不可（イミュータブル）とし、WORM方式等により上書き・削除・改ざんを防止できること。 91.8.1.2 電子カルテ関連サーバおよび部門システムサーバすべてを対象とすること。 また、バックアップは少なくとも3世代分のテープを保有し、世代管理を行うこと	部門システムのバックアップは、オフラインでのデータの保全、複数の世代の保管、改変できないこと（イミュータブル）を満たし、遠隔地への保管（別紙02-3／91.8.3.1・91.8.4.1）にも対応できる場合は、テープ以外の方式による提案も可とします。その場合は、方式の内容と、テープと同じ水準でデータを保全できる理由を提案書に記載してください。
26	6-2_仕様書別紙	別紙02-3_機能要件一覧（システム運用管理） 91.13.1.1 運用管理 グループウェア閲覧（画面転送）	現行システムでは、グループウェア閲覧機能として、学術系ネットワーク（Campus）から電子カルテネットワーク（HIS）上の情報を参照しておりますが、電子カルテネットワーク（HIS）から、学術系ネットワーク（Campus）の閲覧環境はございません。学術系ネットワーク（Campus）から電子カルテネットワーク（HIS）へのグループウェア閲覧機能はご提供いたしますが、電子カルテネットワーク（HIS）から、学術系ネットワーク（Campus）の閲覧環境は必要でしょうか？	不要です。別紙02-3／91.13.1.1 の、電子カルテネットワークから学術系ネットワーク上のグループウェア及びインターネットを参照する画面転送方式の閲覧環境は、本調達では求めません。以下の通り訂正します。 【別紙02-3／91.13.1.1】 誤：電子カルテネットワーク（HIS）から、学術系ネットワーク（Campus）上のグループウェア及びインターネットを参照するため、画面転送方式による閲覧環境を提供すること。電子カルテネットワーク側の端末には、学術系ネットワーク側のデータを保存させない構成とすること。 正：（削除）
27	6-2_仕様書別紙	別紙02-3_機能要件一覧（システム運用管理） 92.4.1.1	SoCの基本要件に、「EDR、外部接続ファイアウォール、DMZ内サーバおよび既存IPSのログ・アラートを集約し、分析、通知および対処方法の助言を行えること。」とございますので、不正通信検知（IPS）の小型IPS装置は更新ではなく、既存装置を活用・流用とする前提という認識でよろしいでしょうか？	既存 IPS 装置の更新は、本調達の範囲に含みません。保守回線の接続点に設置する透過型の IPS は、ネットワークの調達（別の調達）で整備します。 92.4.1.1 の「既存IPS」は院内で稼働している IPS を指し、受注者は、その IPS のログとアラートを SOC の監視対象として集約してください。
28	6-2_仕様書別紙	94.10.1.1 01_ハードウェア要件 REDCap用サーバ	本サーバは、ハードウェアのみのご用意であり、サーバの初期構築（仮想環境のセットアップなど）は別途ご調達されるという理解でよろしいでしょうか？	REDCap 用サーバは、機器の調達、ラックへの設置、ハードウェアの初期設定に加え、仮想環境の構築とゲスト OS の払い出しまでを本調達の範囲とし、その保守も含みます（別紙02-4／94.10.1.1～94.10.1.9、調達仕様書／2.1）。払い出したゲスト OS の上に REDCap や関連するシステムを導入する作業は、本調達の範囲に含みません。

29	6-2_仕様書別紙	別紙02-3_機能要件一覧（システム運用管理） 93.1.1.2 運用管理機能 フォルダ・ファイル管理機能	93.1.1.2 個人および共有フォルダーには以下の管理ができるツールを用意すること。 不要なファイルの洗い出しや削除、行方不明になったファイルの捜索、誤って削除したファイルの復元 という上記要件について、それぞれ下記機能にて実装を行いますが、想定機能として充足しているか、ご教示をお願い致します。 ・不要なファイルの削除 1つの指定フォルダ内のファイルについて、最終更新日から指定日数が経過したファイルを自動削除します。 ・行方不明になったファイルの捜索 ファイルの移動・削除等はアクセスログに記録されるため、ファイル名等の情報をもとにアクセスログを確認し、移動先や削除履歴を調査できます。 スナップショットに残存していれば、削除したファイルを復元できる可能性があります。 ・誤って削除したファイルの復元 スナップショットに残存していれば、削除したファイルを復元できます。	お見込みのとおりです。93.1.1.2 は、専用のツールに限らず、OS の標準の機能等による対応も可とするもので、ご提示のアクセスログによる捜索と、スナップショットからの復元は、要件の趣旨を満たします。なお、アクセスログは別紙02-1／49.1.2.12 のとおり無期限で保存し、スナップショットは 49.1.2.14 のとおり30世代を管理してください。保存先や削除者が分からないファイルも、管理者が復元できるようにしてください（49.1.2.23）。不要なファイルを最終更新日により自動で削除する場合は、対象のフォルダと日数を、基本設計工程で当院と協議のうえ決定します。スナップショットの取得の間隔は、提案書に記載してください。あわせて、フォルダの呼び出し、認証及びアクセス権の付与の考え方を明確にするため、別紙02-3／93.1.1.1・93.1.1.2 の記載を、以下の通り訂正します。 【93.1.1.1】 誤：電子カルテ端末には以下の個人および共有フォルダを用意すること。容量はそれぞれ20GB以上とすること。1. テンプレート、文書登録のための作業フォルダ　2. 部門および部門間での業務で使用する文書などを保存するフォルダ。（院内共通で文書種別単位、診療科・部署単位） 正：電子カルテ端末には以下の個人および共有フォルダを用意すること。容量はそれぞれ20GB以上とすること。1. テンプレート、文書登録のための作業フォルダ　2. 部門および部門間での業務で使用する文書などを保存するフォルダ。（院内共通で文書種別単位、診療科・部署単位）なお、フォルダは電子カルテのメニューから呼び出せるものとし、電子カルテの利用者IDで認証したうえで、利用者管理システムの所属情報に基づきアクセス権を付与すること。 【93.1.1.2】 誤：個人および共有フォルダーには以下の管理ができるツールを用意すること。（不要なファイルの洗い出しや削除、行方不明になったファイルの捜索、誤って削除したファイルの復元など） 正：個人および共有フォルダーには以下の管理ができるツールを用意すること。（不要なファイルの洗い出しや削除、行方不明になったファイルの捜索、誤って削除したファイルの復元など）なお、ファイルの捜索はアクセスログによる操作の履歴の確認、ファイルの復元は定期的に取得する履歴（スナップショット等）からの復元によるものでもよく、OS の標準の機能等による対応も可とする。
30	6-2_仕様書別紙	別紙02-3_機能要件一覧（システム運用管理） 92.4.5.1	サーバのOSログを監視対象とする代替として、対象のDMZ内サーバへインストールする「V1ES(SWP)」に対して監視を行うことで、同等の内容を監視いたします。問題ないでしょうか。 【該当記載箇所】 DMZ内サーバについて、不正ログイン、特権利用、アカウント変更および監査設定変更等を確認するためのOSログを監視対象とすること。	92.4.5.1 で監視の対象とする内容（不正ログイン、特権の利用、アカウントの変更、監査設定の変更など）を確認できれば、ログを収集する方式の指定はありません（別紙02-3／92.4.11.1）。ただし、DMZ 内サーバについては、代替手段による検知結果に加え、OS のセキュリティログ本体も 、SOC の監視対象としてください。
31	6-2_仕様書別紙	別紙02-3_機能要件一覧（システム運用管理） 92.4.7.1	サービスの提供時間は以下の通りです。 ・監視/通報：24時間365日 ・1次通報(初動対応：EDRのネットワーク隔離)：24時間365日 ・2次通報(アナリストによる解析・影響範囲調査・対策支援)：平日日中帯(9:00-17:45) 監視・初動対応は24時間365日で実施させていただきますが アナリスト対応(詳細調査・ご質問やお客様対応など)は、平日日中帯となりますが問題ございませんでしょうか。 【該当記載箇所】 SOCサービスは24時間365日で提供すること。	監視、通報と初動対応は、24時間365日で提供してください（別紙02-3／92.4.7.1）。重大なイベントを検知した場合の分析結果と推奨する対応の通知も、時間帯によらず速やかに行ってください（92.4.1.1）。
32	6-2_仕様書別紙	別紙02-4_機能要件一覧（ハードウェア要件） 94.4.24.8	A3 ADF高速スキャナにおいて、オートドキュメントフィーダは150枚以上の用紙がセットできること。と記載されております。 弊社よりご提供予定機器の原稿搭載容量は、A4/300枚、A3/100枚です。 仕様には用紙サイズの記載がございませんが、A4用紙のみでも条件を満たしていればよいでしょうか。	お見込みのとおりです。94.4.24.8 の150枚以上は、A4 用紙をセットした場合の枚数とします。
33	6-2_仕様書別紙	別紙02-4_機能要件一覧（ハードウェア要件） 94.4.30.2	ペンタブレットモニターにおいて、23.8インチ液晶で画面解像度は1920×1080ドットのものを用意すること。 と記載されておりますが、ご提供予定のペンタブレットの最大表示解像度は、2560×1440（WQHD）となります。 1920×1080ドットの解像度以上のものをご用意すれば、仕様を満たすと解釈して問題ございませんでしょうか。	お見込みのとおりです。1920×1080ドットで表示できれば、それより高い解像度のものでも差し支えありません。
34	6-2_仕様書別紙	06_別紙02-4_機能要件一覧（ハードウェア要件）	病理部門内におけるカメラなどの部門調達物品につきましては、 病院様（病理部様）にてご準備いただく想定と認識しておりますが、問題ございませんでしょうか。	お見込みのとおりです。

35	8-2_様式第5号_技術審査資料_要件対応表_システム開発	項番： 59.1.1.10 02-8_生成AIサービス	生成AIサービスの基本要件として、 「生成する要約文の精度を高めるため、生成AIに渡すデータ（以下、インプット文）を診療記録の中から絞り込むことや、取捨選択できる機能を有すること。また、これを実現するため、以下の技術要件を満たす。」と記載がありますが、弊社ご提案製品は、生成する要約文の精度を高めるために、キーワード抽出ではなくデータ前処理、データ種別、期間の設定、プロンプトチューニングをあらかじめ実施したコンセプトのサービスとなっております。そのため、次項番以降に続く、キーワードの抽出やインプット文の絞り込みを前提とした画面や機能の仕様は、弊社ご提案サービスには不要であるという理由から未実装であるため、これらの仕様に一律ご回答が困難です。 同じ「生成する要約文の精度を高める」目的の達成のための仕様に対して、キーワード抽出ではない別の手法をとっているサービスの提供を前提としている場合、次項番以降に続く要件を満たしていると解釈しご回答する形で問題ありませんでしょうか。	生成する要約文の精度を高めるという要件の目的を実現できれば、キーワードの抽出とは別の手法による提案も可とします（別紙02-1／59.1.1.10）。その場合は、59.1.1.10 に続く各要件に対し、別の手法でどのように実現するかを回答し、その根拠を提案書に記載してください。
36	8-2_様式第5号_技術審査資料_要件対応表_システム開発	項番： 30.2.2.10、 30.2.2.22、 30.2.2.34、 30.2.2.46、 30.2.2.58、 30.2.2.70、 30.2.2.82、 30.2.2.94	23インチワイドモニターを用意とありますが、設置スペースが狭く置けないところは23インチ以下のモニターでのご提案でもよろしいでしょうか。	23インチを含むモニター（ディスプレイ）は、別紙05「端末・周辺機器一覧」のとおり現行の機器を流用する前提のため、本調達の範囲に含みません。ただし、流用するモニターの設置と接続は、受注者が行ってください（調達仕様書／5.6.2(2)・(3)）。
37	8-2_様式第5号_技術審査資料_要件対応表_システム開発	項番： 30.1.2.28、 30.1.3.45、 30.1.4.10、 30.1.4.2	処方解析端末、処方チェック端末、薬袋制御端末、薬袋プリンタが稼働中のものを継続利用することとありますが、この4件のみ継続使用でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。継続して使うことを要件としている機器は、処方解析システム、処方チェック・医薬品データベースシステム、薬袋印字システムの各システムPCと、薬袋プリンターです（別紙02-1／30.1.2.28、30.1.3.45、30.1.4.10、30.1.4.2）。このほか、既設の注射薬払出装置とは接続できることを求めています（30.2.2.19）。なお、ほかの既存の機器を継続して使う提案も、動作の保証と保守を受注者が担保できることを前提に、妨げません。
38	8-2_様式第5号_技術審査資料_要件対応表_システム開発	項番： 22.1.2.10	「他社システム（救急・ICU管理システム）との連携に関して、以下の要求を満たすこと。」について、 "以下の要求"について、記載がございませんのでご教示いただけませんでしょうか？	生体情報モニタ管理システムに記載している他社システムとの連携要件については、記載誤りのため、以下の通り訂正します。 誤： 22.1.2.10他社システム（救急・ICU管理システム）との連携に関して、以下の要求を満たすこと。 23.1.2.10他社システム（救急・ICU管理システム）との連携に関して、以下の要求を満たすこと。 23.1.2.11CCU、HCUについては、部門システム（救急・ICU管理システム）からの要求に対し、対象患者のバイタルデータを返信できること。 正：（削除）
39	8-2_様式第5号_技術審査資料_要件対応表_システム開発	項番：49.3.4.1 80_GW・ファイル管理_転送・利用者管理 利用者管理システム 外部システム連携	現行利用者管理システムでは、勤怠管理システムではなく、人事給与システムから出力される利用者情報を取込みしております。本要件の「勤怠管理システム」を「人事給与システム」へ変更いただきたく、宜しくお願い致します。	ご指摘のとおり記載誤りです。利用者管理システムが職員情報を取り込む連携先は、人事給与システムです（別紙03／No.225）。別紙02-1／49.3.4.1 は、以下の通り訂正します。 誤：勤怠管理システム 正：人事給与システム
40	8-2_様式第5号_技術審査資料_要件対応表_システム開発	項番：50.1.1.2 81_入退室監管理システム	入退室管理方法について、既設同様入室方向のみの管理という理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。入室の際の認証と、入室の履歴の取得を求めています（別紙02-1／50.1.1.4・50.1.1.6）。
41	8-2_様式第5号_技術審査資料_要件対応表_システム開発	項番：50.1.1.2 81_入退室監管理システム	既設では「医療情報部入口」「サーバ室前」「あべのメディックス」の3ヶ所に入退室管理システムが設置されておりますが、今回の更新対象は3ヶ所すべてとという理解でよろしいでしょうか？ また、病理部入口にも設置されておりますが、こちらは今回の更新対象外であると理解しております。よろしいでしょうか？	ご指摘のとおり記載誤りです。更新の対象は、既設の医療情報部入口、サーバ室前及びあべのメディックスの3か所で、病理部入口は本調達の範囲に含みません。別紙02-1／50.1.1.3 は、以下の通り訂正します。 誤：今回の導入範囲は医療情報部入口の1ヶ所とするが、管理対象が増えても対応可能なよう拡張性を持たせること。 正：今回の導入範囲は医療情報部入口、サーバ室前及びあべのメディックスの3ヶ所とするが、管理対象が増えても対応可能なよう拡張性を持たせること。
42	8-2_様式第5号_技術審査資料_要件対応表_システム開発	項番： 37.1.2.12 38_PACS	「65年間安定的に保存すること。」と記載がございますが、稼働後7年間との認識で問題ありませんでしょうか？ 7年間であれば安定的に保存可能です。	お見込みのとおりです。本調達で用意する画像の保存の容量は、既存の PACS の画像と、導入から7年間に発生する画像を保存できる量とします（別紙02-1／37.1.3.38）。37.1.2.12 の「65年間」の記載は、以下の通り訂正します。 誤：電子保存の三原則における「保存性」に基づき、DICOM(ver.3.0)オリジナル画像にて65年間安定的に保存すること。 正：電子保存の三原則における「保存性」に基づき、DICOM(ver.3.0)オリジナル画像にて7年間安定的に保存すること。

43	8-2_様式第5号_技術審査資料_要件対応表_システム開発	項番：37.1.3.3 38_PACS	「ロードバランサー（負荷分散装置）を配備すること」とあります。 既存PACSには配備しておりませんが、モダリティからの画像の受け口であるDICOMサーバを複数台配備することのより負荷分散を図る設計をとなっておりますので、ロードバランサー無しの設計でもよろしいでしょうか？ またロードバランサーを配備した設計の場合、接続をしております全モダリティとの接続変更が必要であり、接続先相手メーカー分の接続費用を含め、大幅なコストアップにつながり現実的ではないと考えます。	DICOM サーバーの障害時に、正常に稼動しているサーバーへ自動で振り分け、モダリティ側の画像の送信先を変更する必要がない構成であれば、ロードバランサーを使わない構成も可とします（別紙02-1／37.1.3.3）。その場合は、構成と、障害時に振り分ける仕組みを提案書に記載してください。
44	8-2_様式第5号_技術審査資料_要件対応表_システム開発	項番：37.1.4.2 38_PACS	計38台以上導入することとありますが、別紙05_端末・周辺機器一覧【集計表】と台数に相違があります。 別紙05_端末・周辺機器一覧【集計表】の台数でご提案したく思いますが、よろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。読影端末は、別紙05「端末・周辺機器一覧」の集計表（No.12-1～12-7）の台数でご提案ください。別紙02-1／37.1.4.1 の「計38台以上」は、この集計表の台数に含まれます。
45	8-2_様式第5号_技術審査資料_要件対応表_システム開発	項番：37.1.5.5 38_PACS	異なる患者の画像も比較表示ができることと記載がありますが、医療事故防止の観点から不可としております。 また必要な場合はPACSブラウザを2つ立ち上げることにより可能となります。	異なる患者の検査の比較表示は、PACS のビューアを2つ起動する方法でも差し支えありません（別紙02-1／37.1.5.5）。その場合は、表示している患者を取り違えないよう、各画面に患者の情報を常に表示してください。
46	8-2_様式第5号_技術審査資料_要件対応表_システム開発	項番： 37.1.5.36 38_PACS	「カラースケールの範囲が設定可能であることが望ましい。」の「カラースケール」はどのような要件をさしていますでしょうか？ ただ既存システムでも、このようなご要望は受けておらず、対応不可でも問題ございませんでしょうか？	対応できなくても差し支えありません。以下の通り訂正します。 誤：37.1.5.36 :カラースケールの範囲が設定可能であることが望ましい。 正：（削除）
47	8-2_様式第5号_技術審査資料_要件対応表_システム開発	項番： 37.1.5.69 38_PACS	「ソフトウェア薬事認証されたAIエンジン、およびビュアーを実装すること。」と記載されていますが、詳細の記載がございませんので、ご提案内容の詳細について下記内容で間違いがないかお知らせください。 現行システムにおけるAiエンジン、ビュワーについては、下記仕様となっています。 【サーバハードウェア】 ・ビュワー用サーバ×計3台 ・Ai解析用サーバ×計3台 【Ai解析用ソフトウェア】 ・骨経時サブトラクションソフト ・胸部経時差分ソフト ・核医学オプションソフト ・肺結節検出ソフト 次期システム（今回の調達）においては、下記仕様でご提案をします。 【サーバハードウエア】 在籍なされている読影医の総人数から算出し、現行システムと同じく ・ビュワー用サーバ×計3台 ・Ai解析用サーバ×計3台 【Ai解析用ソフトウェア】 上記記載の現行のソフトウェアに加え、下記を追加でご提案をします。 【追加Ai解析用ソフトウェア】 SAIBodyDWIIビューワソフト MR画像解析オプション 椎体高さ自動計測 肺結節性状分析オプション 肋骨骨折検出ソフトウェア CT頭部SAIフィルタ 胸部パッケージアップグレード 腹部フィルタ 肝臓性状分析機能ソフトウェア 肺動脈SAIフィルタ 大動脈ビューワ MR前立腺ビュー MR頭部パッケージ 上記内容でよろしいでしょうか？	AI エンジンとビューアのサーバーの構成と、解析のソフトウェアについて提案してください（別紙02-1／37.1.5.69）。現行の解析の機能（骨と胸部の経時差分、核医学の解析、肺結節の検出）と同等以上を基本とし、追加する解析のソフトウェアは、その内容を提案書に記載してください。
48	8-2_様式第5号_技術審査資料_要件対応表_システム開発	大分類： 38_PACS／ 小分類：ﾚﾎﾟｰﾄ（ｿﾌﾄｳｪｱ）	現行の放射線レポートシステムにおいては、下記の重要カスタマイズをおこなっておりますが、仕様に記載が見当たりません。 次期システム（今回の調達）においても必須でしょうか？ 【カスタマイズ内容】 検査依頼内容の注意喚起機能の実装（対象検査：CT検査、MRI検査） 注意喚起が必要なレポートに対して、注意喚起内容を選択することで注意喚起内容のフラグの登録と、診断、報告者メモ欄に定型文章を挿入する。 レポート検索で登録したフラグにて検索できるようにする。	必須要件とはしていません。有用と考える根拠を示したうえで、追加提案（提案書記載依頼事項／4.1.1）として提案してください。内容に応じて評価します。
49	8-2_様式第5号_技術審査資料_要件対応表_システム開発	大分類： 38_PACS／ 小分類：ﾚﾎﾟｰﾄ（ｿﾌﾄｳｪｱ）	現行の放射線レポートシステムにおいては、下記の重要カスタマイズをおこなっておりますが、仕様に記載が見当たりません。 次期システム（今回の調達）においても必須でしょうか？ 【カスタマイズ内容】 レポート一覧に、キーワード登録した時の登録キーワード数を表示、報告者メモ欄の入力があった時の報告者メモ有無の表示をできるようにする	必須要件とはしていません。有用と考える根拠を示したうえで、追加提案（提案書記載依頼事項／4.1.1）として提案してください。内容に応じて評価します。

50	8-2_様式第5号_技術審査資料_要件対応表_システム開発	大分類：38_PACS／小分類：ﾚﾎﾟｰﾄ(ｿﾌﾄｳｪｱ)	現行の放射線レポートシステムにおいては、下記の重要カスタマイズをおこなっておりますが、仕様に記載が見当たりません。 次期システム（今回の調達）においても必須でしょうか？ 【カスタマイズ内容】 IVR-CT検査の所見入力時に、所見・診断内容とは別に、後データ利用目的の分類登録画面を用意する	必須要件とはしていません。有用と考える根拠を示したうえで、追加提案（提案書記載依頼事項／4.1.1）として提案してください。内容に応じて評価します。
51	8-2_様式第5号_技術審査資料_要件対応表_システム開発	大分類：38_PACS／小分類：ﾚﾎﾟｰﾄ(ｿﾌﾄｳｪｱ)	現行の放射線レポートシステムにおいては、下記の重要カスタマイズをおこなっておりますが、仕様に記載が見当たりません。 次期システム（今回の調達）においても必須でしょうか？ 【カスタマイズ内容】 記入したレポートに重要レポート区分を付けられるようにする。 重要レポート区分を登録したときに、区分に合わせて確定通知の重要レポートコメントにそれぞれのコメントを自動セットさせる。	必須要件とはしていません。有用と考える根拠を示したうえで、追加提案（提案書記載依頼事項／4.1.1）として提案してください。内容に応じて評価します。
52	8-2_様式第5号_技術審査資料_要件対応表_システム開発	大分類：38_PACS／小分類：ﾚﾎﾟｰﾄ(ｿﾌﾄｳｪｱ)	現行の放射線レポートシステムにおいては、下記の重要カスタマイズをおこなっておりますが、仕様に記載が見当たりません。 次期システム（今回の調達）においても必須でしょうか？ 【カスタマイズ内容】 記入したレポートに重要レポート区分を登録したときに、確定レポートに重要レポート区分を表示する。	必須要件とはしていません。有用と考える根拠を示したうえで、追加提案（提案書記載依頼事項／4.1.1）として提案してください。内容に応じて評価します。
53	8-2_様式第5号_技術審査資料_要件対応表_システム開発	大分類：38_PACS／小分類：ﾚﾎﾟｰﾄ(ｿﾌﾄｳｪｱ)	現行の放射線レポートシステムにおいては、下記の重要カスタマイズをおこなっておりますが、仕様に記載が見当たりません。 次期システム（今回の調達）においても必須でしょうか？ 【カスタマイズ内容】 SEAMET対応	必須要件とはしていません。有用と考える根拠を示したうえで、追加提案（提案書記載依頼事項／4.1.1）として提案してください。内容に応じて評価します。
54	8-2_様式第5号_技術審査資料_要件対応表_システム開発	大分類：38_PACS／小分類：ﾚﾎﾟｰﾄ(ｿﾌﾄｳｪｱ) 項番：37.1.6.43、37.1.6.44、37.1.6.46、37.1.6.47、37.1.6.48、37.1.6.49、37.1.6.50	下記項番についてはティーチング機能についての記載となりますが、過去に貴院の運用から不要と判断をされた機能となります。 ご提案から省いても問題ないでしょうか？ ・37.1.6.43 ・37.1.6.44 ・37.1.6.46 ・37.1.6.47 ・37.1.6.48 ・37.1.6.49 ・37.1.6.50	本調達の範囲に含みます。
55	8-2_様式第5号_技術審査資料_要件対応表_システム開発	大分類：38_PACS／小分類：ﾚﾎﾟｰﾄ(ｿﾌﾄｳｪｱ)	放射線レポートシステムに関する既読管理機能の項目がございません。 次期システムでは配備し、仕様に含むということでよろしいでしょうか？	必須要件とはしていません。有用と考える根拠を示したうえで、追加提案（提案書記載依頼事項／4.1.1）として提案してください。内容に応じて評価します。

56	8-2_様式第5号_技術審査資料_要件対応表_システム開発	項番：37.1.7.5	貴院では現在下記の解析オプションが稼働をしていますが、多くの記載がなく、また新規にご提案をしました解析オプションの記載もございません。 【現在稼働中の解析オプション】 冠動脈解析(CT) 心機能解析(CT) 石灰化スコア 心臓フュージョン 核医学ビューア IVIM Map 開頭シミュレータ/テンソル解析 心機能解析(MR) 遅延造影解析(MR) 心筋パフュージョン(CT) 気管支鏡シミュレータ 大動脈弁解析 4Dフロー 腹部解析(3D) 肝臓解析(CT) 肝臓解析(MR) 嚢胞腎解析 腎臓解析 オンコロジービューア 膝関節解析 肺切除解析 【新規ご提案の解析オプション】 間質性肺疾患解析 肺脱気機能 肝変形機能 膵臓解析 直腸解析 膀胱周辺臓器解析 次期システムは上記解析オプションの全てのご提案でよろしいでしょうか？	必須要件とはしていません。有用と考える根拠を示したうえで、追加提案（提案書記載依頼事項／4.1.1）として提案してください。内容に応じて評価します。
57	8-2_様式第5号_技術審査資料_要件対応表_システム開発	項番： 37.1.11.3	「高精細モニター（5M高濃度モノクロ）を計12台以上設置すること。」と記載がございますが、別紙05_端末・周辺機器一覧【集計表】の台数と相違がございます。 別紙05_端末・周辺機器一覧【集計表】を正としてよろしいでしょうか？	台数は別紙05 を正としてください。高精細モニター（5M 高濃度モノクロ）は、新たに2台を調達し、現行の12台を流用します（別紙05／集計表 No.12-7）。37.1.11.3 の記載は、以下の通り訂正します。 誤：計12台以上設置 正：計14台以上設置
58	8-2_様式第5号_技術審査資料_要件対応表_システム開発	項番： 37.1.11.4	「高精細モニター（3M高濃度モノクロまたはカラー）を計80台以上設置すること。」と記載がございますが、別紙05_端末・周辺機器一覧【集計表】の台数と相違がございます。 別紙05_端末・周辺機器一覧【集計表】を正としてよろしいでしょうか？	台数は別紙05 を正としてください。高精細モニター（3M）は、3M 高濃度モノクロを新たに44台調達して10台を流用し、3M 高濃度カラーを新たに2台調達して81台を流用します（別紙05／集計表 No.12-5・No.12-6）。37.1.11.4 の記載は、以下の通り訂正します。 誤：計80台以上設置 正：計137台以上設置
59	8-2_様式第5号_技術審査資料_要件対応表_システム開発	項番： 37.1.11.5	「高精細モニター（2Mカラー）を計10台以上設置すること。」と記載がございますが、別紙05_端末・周辺機器一覧【集計表】の台数と相違がございます。 別紙05_端末・周辺機器一覧【集計表】を正としてよろしいでしょうか？	台数は別紙05 を正としてください。高精細モニター（2M カラー）は、新たに46台を調達し、現行の49台を流用します（別紙05／集計表 No.12-2）。37.1.11.5 の記載は、以下の通り訂正します。 誤：計10台以上設置 正：計95台以上設置
60	8-2_様式第5号_技術審査資料_要件対応表_システム開発	項番： 37.1.12.1～7	デジタイザの仕様になっていますが、デジタイザは既存機器を流用と認識しております。 オペレーティングシステム（製品名：AOC）計2台は保守契約期間の観点から更新予定です。この内容でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。デジタイザの本体は現行の機器を流用し、デジタイザを制御する端末（2台）を更新してください。37.1.12.2～37.1.12.7 は、流用するデジタイザに求める性能です。
61	8-2_様式第5号_技術審査資料_要件対応表_システム開発	項番： 37.1.18.7	MedCity21専用PACSは既に廃棄し病院PACSと統合済みです。 よって本仕様は未対応でよろしいでしょうか？	37.1.18.7 は、MedCity21 専用の PACS を設けることを求める要件ではありません。本院の PACS とハードウェアを共有したうえで（別紙02-1／37.1.18.3）、MedCity21 で発生したオーダの結果の画像を、本院の画像と区別して保存できることを求めています。
62	8-2_様式第5号_技術審査資料_要件対応表_システム開発	項番：10.1.9.2	詳細要件を別途ご提示願います。	10.1.9.2 は、RIS を両施設で共通に使い、同じ患者を両施設で同じ患者 ID で扱えることを求めています。
63	8-2_様式第5号_技術審査資料_要件対応表_システム開発	項番：10.1.9.3	詳細要件を別途ご提示願います。	10.1.9.3 は、MedCity21 の電子カルテから出された放射線検査のオーダを、本院と同じ RIS で受け付け、検査を実施できることを求めています。
64	8-2_様式第5号_技術審査資料_要件対応表_システム開発	項番：10.1.9.4	詳細要件を別途ご提示願います。	10.1.9.4 は、オーダの情報を部門システムへ連携する際に、本院のオーダか MedCity21 のオーダかを区別できることを求めています。

65	8-2_様式第5号_技術審査資料_要件対応表_システム開発	項番：10.1.9.5	詳細要件を別途ご提示願います。	10.1.9.5 は、MedCity21 のオーダを部門システムへ連携するインタフェースは、本院のオーダと同じ方式であることを求めています。
66	8-2_様式第5号_技術審査資料_要件対応表_システム開発	項番：43.1.1.5	詳細要件を別途ご提示願います。	仕様書のとおりとします。放射線治療の診察予約において、照射予定と同様に来院時間を午前・午後等で管理する運用に合わせ、時刻を指定しない枠（「フリー」等）を設定できる機能としてください。なお、詳細な画面仕様や運用ルール等は、基本設計工程で当院と協議のうえ決定します。
67	8-2_様式第5号_技術審査資料_要件対応表_システム開発	項番：43.1.1.6	詳細要件を別途ご提示願います。	43.1.1.6 は、放射線治療の申込を、予約の時刻ではなく、日ごとの件数で管理できることを求めています。
68	8-2_様式第5号_技術審査資料_要件対応表_システム開発	項番：43.1.1.27	貴院でご利用されている治療番号の形式などの詳細要件を別途ご提示願います。	現行の治療RISにおける治療番号の体系を引き継いで管理できる機能としてください。なお、具体的な治療番号の形式については、基本設計工程で当院から提示します。
69	8-2_様式第5号_技術審査資料_要件対応表_システム開発	項番：26.7.2.2	要件「既存内視鏡装置14台（内視鏡室7台、耳鼻科7台）との接続を行うこと。」につきまして、現行内視鏡検査システムでは耳鼻科内視鏡とは接続しておりませんので、内視鏡検査システムの接続の対象外とさせていただけないでしょうか？	お見込みのとおりです。内視鏡検査システムにおける機器接続の対象は内視鏡室の7台のみとし、耳鼻科の内視鏡装置7台については接続の対象外として差し支えありません。26.7.2.2の記載は、以下の通り訂正します。 誤：既存内視鏡装置14台（内視鏡室7台、耳鼻科7台）との接続を行うこと。 正：既存内視鏡装置7台（内視鏡室7台）との接続を行うこと。
70	8-2_様式第5号_技術審査資料_要件対応表_システム開発	項番：26.7.2.3	要件「既存耳鼻科の内視鏡装置7台の接続を行い、撮影する画像データをJPEG形式で内視鏡画像サーバに送信する機能を有すること。」につきまして、現行内視鏡検査システムでは耳鼻科内視鏡とは接続しておりませんので、内視鏡検査システムの接続の対象外とさせていただけないでしょうか？	通番69の回答のとおりとし、26.7.2.3の記載は、以下の通り訂正します。 誤：内視鏡システムは既存内視鏡室の内視鏡装置7台の接続を行うこと。 正：（削除）
71	8-2_様式第5号_技術審査資料_要件対応表_システム開発	35_ME管理	当初ME機器管理システムのクライアント端末数を10台で想定しておりましたが、現場のME様との協議の結果、クライアント端末：6台、タブレット端末：10台等を希望されております。構成変更を行っても問題ございませんでしょうか？	要件（別紙02-1／34.1.1.4、34.1.1.6、34.1.13.2 など）を満たす構成を提案してください。
72	9-1_業務委託契約書案	P2	業務委託契約書案の条項について、下記変更に関するご検討をお願い致します。 【原文】 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（仕様書、図面、明細書及び質問回答書等を含む。以下同じ。）に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約を誠実に履行しなければならない。 【変更後】 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（仕様書、図面、明細書及び質問回答書等のうち両者が合意した書面を含む。以下同じ。）に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約を誠実に履行しなければならない。 【理由】 「等を含む」の記載を明確とするため。	入札公告で掲げている契約条項のとおりとします。
73	9-1_業務委託契約書案	P3	業務委託契約書案の条項について、下記変更に関するご検討をお願い致します。 【原文】 （再委託等の禁止及び誓約書の提出） 第4条項番2-(2) 受注者は、業務上知り得た個人情報の保護及び業務上使用したデータの適正な取扱いその他受任者又は下請負人が遵守すべき事項を記載した誓約書を、受任者又は下請負人のすべての者に提出させなければならない。 【変更後】 第4条項番2-(2) 受注者は、発注者から個人情報である旨明示の上預託された個人情報（以下「個人情報」という。）の保護及び業務上使用したデータの適正な取扱いその他受任者又は下請負人が遵守すべき事項を記載した誓約書を、受任者又は下請負人のすべての者に提出させなければならない。 【理由】 「業務上知り得た」の記載を明確とするため。	入札公告で掲げている契約条項のとおりとします。

74	9-1_業務委託契約書案	P4	業務委託契約書案の条項について、下記変更に関するご検討をお願い致します。 【原文】 （秘密の保持及び資料等転用の禁止等） 第7条 受注者は、業務を行う上で知り得た業務上の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。 【変更後】 第7条 受注者及び発注者は、業務を行う上で知り得た相手方の業務上の秘密であって秘密表示のある情報を、相手方の書面による事前の同意なしに他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。 【理由】 「秘密情報の範囲の明確化」および「双方の秘密情報保持」という観点によるもののため。	入札公告で掲げている契約条項のとおりとします。
75	9-1_業務委託契約書案	P5	業務委託契約書案の条項について、下記の削除に関するご検討をお願い致します。 【原文】 第14条 業務により作成された成果品に関する一切の権利は、発注者に帰属する。 【変更後】 削除 【理由】 本記載は「（成果品の著作権等）第16条」および「（知的財産権の取扱い）第17条」と重複部分および一部矛盾があるため。業務により作成された当社の内部資料や中間成果品の権利も発注者に帰属するという解釈になりうると考えます。	入札公告で掲げている契約条項のとおりとします。（入札説明書／19(5)）。第14条の成果品は、調達仕様書／2.3 の図表2.3-1 に示すドキュメントなど、仕様書で納入を求めるものを指し、受注者の内部資料は含みません。工程の途中で納入する設計書なども、図表2.3-1 に示すものは成果品に含みます。成果品の著作権と、発明やノウハウの扱いは、第16条と第17条の定めによるため、受注者がこの契約の前から著作権を持つものと、第三者が権利を持つパッケージプログラムは、受注者又は第三者に留保され（第16条第1項ただし書）、業務の過程で受注者だけが生み出した発明やノウハウは受注者に帰属します（第17条第1項）。
76	9-1_業務委託契約書案	P5	業務委託契約書案の条項について、下記変更に関するご検討をお願い致します。 【原文】 （所有権） 第15条　業務により作成された成果品の所有権は、発注者の指定する場所における検査により合格と確認したときをもって発注者に移転するものとし、移転前に生じた損害はすべて受注者が負担するものとする。 【変更後】 第15条　業務により受注者から発注者に納入された成果品（以下「成果品」という。）の所有権は、発注者の指定する場所における検査により合格と確認したときをもって発注者に移転するものとする。 成果品の滅失、毀損等の危険負担は、納入前については受注者が、納入後については発注者が、それぞれこれを負担するものとする。 【理由】 『所有権移転前に発注者側の責に帰する損害について』も考慮するため。	入札公告で掲げている契約条項のとおりとします。第15条は、成果品の所有権が当院に移るまでに生じた損害を、受注者が負担することを定めたものです。当院の責めに帰すべき事由により生じた損害の負担を、受注者に求めるものではありません。
77	9-1_業務委託契約書案	P6	業務委託契約書案の条項について、下記変更に関するご検討をお願い致します。 【原文】 （成果品の著作権等） 第16条項番2 発注者は、受注者に了解を得ることなく、成果品を著作権法第 47 条の3の規定に基づき複製又は翻案することができる。この場合において、発注者は、公益上の目的に限り、これを第三者に利用させることができる。 【変更後】 発注者は、受注者に了解を得ることなく、自らの業務の処理として病院情報システムを用いるために必要な範囲で、成果品を著作権法第 47 条の3の規定に基づき複製又は翻案することができる。 【理由】 『成果品の複製又は翻案』の範囲を明確とするため。	入札公告で掲げている契約条項のとおりとします。第16条第2項の複製と翻案は、著作権法第47条の3 に定める、当院がプログラムを電子計算機で利用するために必要と認められる限度のものです。当院が成果品を第三者に利用させるのは、公益上の目的がある場合に限ります。

78	9-1_業務委託契約書案	P6	業務委託契約書案の条項について、下記変更に関するご検討をお願い致します。 【原文】 （特許権等の使用） 第18条　受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている業務仕様又は工法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその業務仕様又は工法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に要した費用を負担しなければならない。 【変更後】 第18条　受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている業務仕様又は工法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその業務仕様又は工法を指定した場合は、発注者は、受注者がその使用に要した費用を負担しなければならない。 【理由】 『受注者が全面的に責任を負う内容』と解釈でき、一部緩和をいただきたいため。	入札公告で掲げている契約条項のとおりとします。当院が業務仕様や工法を指定した場合でも、仕様書に特許権等の対象である旨の明示があるときや、受注者がその存在を知っていたときは、受注者が使用の責任を負います。当院が指定した業務仕様や工法が特許権等の対象であることが分かった場合の扱いは、第41条に基づき当院と受注者で協議します。
79	9-1_業務委託契約書案	P6	業務委託契約書案の条項について、下記変更に関するご検討をお願い致します。 【原文】 （第三者の著作権等の権利の取扱い） 第19条 受注者は、業務の成果品が第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証し、紛争が生じた場合は、受注者の責任と負担において解決するものとする。 【変更後】 第19条 受注者は、業務の成果品が第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証し、紛争が生じた場合、当該紛争の原因が受託者の責に帰すときは、受注者の責任と負担において解決するものとする。 【理由】 『紛争の発生についての責任所在が不明な場合』について記載が必要だと考えられるため。	入札公告で掲げている契約条項のとおりとします。第19条は、受注者が作成した成果品が第三者の権利を侵害していないことを、受注者に保証していただくものです。当院が提供した資料やデータ、当院の指示が原因で紛争が生じた場合の負担を、受注者に求めるものではありません。
80	9-1_業務委託契約書案	P7	業務委託契約書案の条項について、下記変更に関するご検討をお願い致します。 【原文】 第 27 条　受注者は、業務の処理に当たり、この契約及びこの契約に基づく発注者の指示に違反して、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、その損害を賠償しなければならない。 【変更後】 第27条　　受注者は、業務の処理に当たり、この契約及びこの契約に基づく発注者の指示に違反して、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、契約金額相当額を限度として、その損害を賠償しなければならない。ただし、受注者の責めに帰すことができない事由から生じた損害、受注者が予見すべきであったか否かを問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、この限りではない。 【理由】 『損害賠償時の限度金額』および『発注者の責めに帰すべき事由以外を除く、特別な場合』についての記載が必要と考えるため。	入札公告で掲げている契約条項のとおりとします。
81	9-1_業務委託契約書案	P7	業務委託契約書案の条項について、下記変更に関するご検討をお願い致します。 【原文】 （損害賠償） 2 受注者は、発注者が成果品を利用するに当たり、受注者の責めに帰すべき事由により、発注者に損害を与えた場合は、その損害を発注者に賠償しなければならない。 【変更後】 2 受注者は、発注者が成果品を利用するに当たり、受注者の責めに帰すべき事由により、発注者に損害を与えた場合は、契約金額相当額を限度として、その損害を発注者に賠償しなければならない。ただし、受注者の責めに帰すことができない事由から生じた損害、受注者が予見すべきであったか否かを問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、この限りではない。 【理由】 『損害賠償時の限度金額』および『受注者の責に帰さない事由や特別な場合』についての記載が必要と考えるため。	入札公告で掲げている契約条項のとおりとします。

82	9-1_業務委託契約書案	P8	業務委託契約書案の条項について、『受注者の責めに帰するもの』は具体的にどのようなものが該当するか、ご教示をお願い致します。 （履行遅滞） 2 受注者は、前項の場合において、その理由が受注者の責めに帰するものであるときは、契約金額（履行が可分の契約であるときは、履行遅滞となった部分の契約金額）につき、延長日数に応じ、契約日における民事法定利率の割合で計算して得た額の遅滞料を発注者に支払わなければならない。	受注者の責めに帰するものとは、受注者の要員の不足、作業の管理の不備、受注者が提供する製品の不具合や調達の遅れなどが該当します。天災地変、感染症の流行その他の不可抗力による遅延は該当しません。
83	9-1_業務委託契約書案	P8	業務委託契約書案の条項について、下記変更に関するご検討をお願い致します。 【原文】 （不履行責任） 2 受注者は、前項の場合において発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。 【変更後】 2 受注者は、前項の場合において受注者の責めに帰すべき事由により発注者に損害を与えたときは、契約金額相当額を上限として、その損害を賠償しなければならない。ただし、受注者の責めに帰すことができない事由から生じた損害、受注者が予見すべきであったか否かを問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、この限りではない。 【理由】 『損害賠償時の限度金額』および『受注者の責に帰さない事由や特別な場合』についての記載が必要と考えるため。	入札公告で掲げている契約条項のとおりとします。
84	9-1_業務委託契約書案	P10	業務委託契約書案の条項について、下記変更に関するご検討をお願い致します。 【原文】 （発注者の損害賠償請求等） 第 34 条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を受注者に対し請求することができる。 【変更後】 第 34 条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約金額相当額を限度として、これによって生じた損害の賠償を受注者に対し請求することができる。ただし、受注者の責めに帰すことができない事由から生じた損害、受注者が予見すべきであったか否かを問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、この限りではない。 【理由】 『損害賠償時の限度金額』および『受注者の責に帰さない事由や特別な場合』についての記載が必要と考えるため。	入札公告で掲げている契約条項のとおりとします。
85	9-1_業務委託契約書案	P11	業務委託契約書案の条項について、下記変更に関するご検討をお願い致します。 【原文】 （契約不適合責任） 第 35 条　発注者は、引き渡された成果品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、その修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。 【変更後】 第 35 条　発注者は、引き渡された成果品が、受注者の責めに帰すべき事由により、種類、品質又は数量に関してこの契約におけるシステム仕様書の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、その修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。 【理由】 『契約不適合』の範囲を明確にするため。	入札公告で掲げている契約条項のとおりとします。
86	9-1_業務委託契約書案	P11	業務委託契約書案の条項について、下記変更に関するご検討をお願い致します。 【原文】 （契約不適合責任期間） 第 36 条　発注者は、引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるとき、契約の内容に適合しないことを知った日から1年以内にその旨を受注者に通知しなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。 【変更後】 第 36 条　発注者は、契約不適合があるとき、第20条に基づく検査の完了から1年以内にその旨を受注者に通知しなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。 【理由】 責任期間が本事業の履行期間を超えるものとなっているため。	入札公告で掲げている契約条項のとおりとします。第36条の期間は、民法第637条と同じく、当院が不適合を知った日から1年以内に通知する定めで、業務委託契約の履行期間とは別に適用します。

87	9-1_業務委託契約書案	P12	業務委託契約書案の条項について、下記変更に関するご検討をお願い致します。 【原文】 （相殺） 第 38 条　発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、契約金額請求権及びその他の債権と相殺することができる。 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。 【変更後】 削除 【理由】 経理上の観点から、相殺処理が難しいため。	入札公告で掲げている契約条項のとおりとします。
88	9-1_業務委託契約書案	P12	業務委託契約書案の条項について、下記変更に関するご検討をお願い致します。 【原文】 （紛争の処理） 第 39 条　受注者は、この契約に関し、第三者との間に発注者の責めに帰さない紛争が生じたときは、受注者の責任と負担においてその一切の処理をするものとする。 【変更後】 第 39 条　受注者は、この契約に関し、第三者との間に受注者の責めに帰すべき事由により紛争が生じたときは、受注者の責任と負担においてその一切の処理をするものとする。 【理由】 『紛争の発生についての責任所在が不明な場合』に関する記載を明確にするため。	入札公告で掲げている契約条項のとおりとします。
89	9-1_業務委託契約書案	P13	業務委託契約書案の条項について、下記変更に関するご検討をお願い致します。 【原文】 II個人情報取扱特記事項 （秘密の保持） 第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。 【変更後】 第4 受注者は、この契約による事務に関して発注者より個人情報である旨明示の上預託された個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。 【理由】 「知り得た情報」の内容を明確にするため。	入札公告で掲げている契約条項のとおりとします。
90	9-1_業務委託契約書案	P14	業務委託契約書案の条項について、下記変更に関するご検討をお願い致します。 【原文】 （複写、複製の禁止） 第11 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。 【変更後】 第11 受注者は、この契約による事務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を本契約による事務を処理するため以外の目的で発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。 【理由】 円滑な事務処理の遂行を行うため。	入札公告で掲げている契約条項のとおりとします。

91	9-1_業務委託契約書案	P15	業務委託契約書案の条項について、下記変更に関するご検討をお願い致します。 【原文】 （調査及び報告） 第14 発注者は、受注者が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に調査することができる。 【変更後】 第14 発注者は、受注者が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の管理の状況について、合理的な内容及び頻度において、調査することができる。 【理由】 合理的な内容・頻度に限定するため。	入札公告で掲げている契約条項のとおりとします。
92	9-1_業務委託契約書案	P15	業務委託契約書案の条項について、下記変更に関するご検討をお願い致します。 【原文】 （損害賠償） 第17 受注者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。 【変更後】 第17 受注者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、この契約の契約金額相当額を限度として、発注者にその損害を賠償しなければならない。ただし、受注者の責めに帰すことができない事由から生じた損害、受注者が予見すべきであったか否かを問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償しないものとする。 【理由】 『損害賠償時の限度金額』および『受注者の責に帰さない事由や特別な場合』についての記載が必要と考えるため。	入札公告で掲げている契約条項のとおりとします。
93	6-2_仕様書別紙	P323~340	別紙02-3_機能要件一覧（システム運用管理）、別紙02-4_機能要件一覧（ハードウェア要件）については要件回答の対象外でしょうか。	通番1 の回答のとおりです。
94	6-2_仕様書別紙	P323~340	上記の回答次第となるのですが、要件回答の範囲であった場合、別紙02-3_機能要件一覧（システム運用管理）、別紙02-4_機能要件一覧（ハードウェア要件）についてExcel形式での回答フォーマットの提供をお願いできますでしょうか。	通番1 の回答のとおりです。
95	入札説明書（入札公告）	P6~7	契約締結については、令和9年4月1日とされておりますが、機器や要員の手配の関係上、前倒しでの契約の交渉に応じていただくことはできますでしょうか。 もしくは、何等かの合意文書を以て機器等を用意する格好で前倒しでのプロジェクトの開始をさせていただくことは可能でしょうか。	通番4 の回答のとおりです。
96	仕様書別紙	P325 92.4.1.1	既存IPSのログ・アラートは、どのようなものになるでしょうか。また、1日あたりのログ量はどの程度でしょうか。	通番5 の回答のとおりです。
97	入札説明書（入札公告）	P4	提案書等の提出方法について、送付履歴がわかるものを用いて郵送することとなっておりますが、宅配便を用いての提出は可能でしょうか。	通番6 の回答のとおりです。
98	様式第5号　技術審査資料　要件対応表		16_患者案内表示について、項番14.1.1.2と項番14.1.1.3に患者誘導案内用ディスプレイと会計待ち案内用ディスプレイの調達台数に関する記載がございますが、別紙05_端末・周辺機器一覧【集計表】において40インチ以上液晶モニター10台が手配対象となっております。どちらの台数にて積算したらよいでしょうか。	台数は別紙05 を正として積算してください。患者案内表示用の40インチ以上の液晶モニターは、現行の35台を流用し、本調達で新たに調達するのは予備機の10台です（別紙05／集計表 No.11、明細 No.80）。別紙02-1／14.1.1.2・14.1.1.3 の台数の記載は、通番21 の回答のとおり訂正します。
99	別紙02-3機能要件一覧（システム運用管理）		基本要件（端末／アプリ（顔認証））において、顔認証による二要素認証の記述がございます。92.6.4.1に対象は全端末（3000台程度）とございますが、別紙05_端末・周辺機器一覧に顔認証カメラ294台と記載されております。顔認証を実装する端末は294台という認識であっておりますでしょうか。	顔認証カメラを接続する端末は、お見込みのとおり294台です（別紙05／集計表 No.41、別紙02-3／92.5.1.7）。手術室や ICU など ICカードを使えない端末から、先行して顔認証を導入します。ただし、今後はカメラを追加して、ほかの端末にも顔認証を広げる予定のため、顔認証のソフトウェアの権利（ライセンス）は、仕様書のとおり全端末（3,000台程度）分を見込んでください（92.6.4.1）。

100	別紙02-4_機能要件一覧（ハードウェア要件）	ネットワーク機器	各既存装置につきまして 外部接続ルータ・収容L2スイッチ・拠点間ルータの既設の装置メーカー・機種をご教示いただけますでしょうか。	既設の機器のメーカーと機種は、セキュリティの観点から、契約の締結後に受注者へ開示します。
101	別紙02-4_機能要件一覧（ハードウェア要件）	外部接続ルータ 拠点接続ルータ	WAN回線につきまして 更改前後で外部接続用のWAN側回線はそのまま継続して利用されるという認識でよろしかったでしょうか。	お見込みのとおりです。外部接続用の WAN 回線は、既設の回線を継続して使います（別紙02-4／94.12.2.2）。回線の契約と維持は、当院が行います。
102	別紙02-4_機能要件一覧（ハードウェア要件）	外部接続ルータ 拠点接続ルータ	設定情報につきまして 異機種更改となるかと思いますがIPアドレスなどは既存を踏襲されますでしょうか。	原則として、現行の IP アドレスなどの設定を引き継ぎます。設定の内容は、基本設計工程で、当院と接続先の事業者、ネットワークの受注者と協議のうえ決定します。
103	別紙02-4_機能要件一覧（ハードウェア要件）	外部接続ルータ 拠点接続ルータ	遠隔読影サービス接続、ヘルスケア共通網接続、モバイル端末による診療情報参照サービス接続、部門システムのリモートメンテナンス及び保守ヘルプデスク接続、オンライン資格確認・オンライン請求、地域医療連携・診療データ災害時バックアップサービス接続それぞれの現行ネットワーク構成図（論理図、物理図）を開示いただくことは可能でしょうか。	接続ごとの詳細なネットワーク構成図（論理図と物理図）は、セキュリティの観点から、契約の締結後に受注者へ開示します。
104	別紙02-4_機能要件一覧（ハードウェア要件）	外部接続ルータ 拠点接続ルータ	回線を新規で調達される場合、回線業者の選定は入札後に決定される形になるでしょうか。	現時点では、新たに回線を導入する予定はありません。外部接続ルータは、既設の回線に接続します（別紙02-4／94.12.2.2）。
105	別紙02-4_機能要件一覧（ハードウェア要件）	外部接続ルータ	外部接続ルータの設置数につきまして 要件にあるルータの総数は貴院のサーバー室側の台数であり、先にある対向については対象外という認識でよろしかったでしょうか	お見込みのとおりです。94.12.2.2 の6台は、当院のサーバ室に設置する台数です。接続先の対向の機器は、本調達の範囲に含みません。
106	別紙02-4_機能要件一覧（ハードウェア要件）	外部接続ルータ	外部接続ルータの設定につきまして VPN装置については1対1の通信を想定しておりますが、1対多である場合は1システムごとにどのくらいの接続数がありますでしょうか	VPN の接続の形と数は、接続先ごとに基本設計工程で確認し、当院と協議のうえ決定します。機器の性能は、別紙02-4／94.12.2.2 に示す用途ごとのスループットを満たしてください。
107	別紙02-4_機能要件一覧（ハードウェア要件）	外部接続ルータ	オンライン資格端末にて院内でIPv6を利用されますでしょうか	院内ネットワークでは IPv6 を利用しません。オンライン資格確認端末も院内側は IPv4 で接続します。IPv6 を利用するのは、オンライン資格確認・オンライン請求用の外部接続ルータと外部回線（IP-VPN）の間のみです（別紙02-4／外部接続ルータ）。
108	別紙02-4_機能要件一覧（ハードウェア要件）	外部接続ルータ	弊社が用意するサービス、部門ベンダ以外で外部接続を利用される各事業者様にて指定されている接続要件などございましたらご教示いただけますと幸いです。	接続先の事業者が指定する接続の要件は、基本設計工程で、当院が接続先の事業者から取り寄せて受注者に示します。接続の調整は、受注者が当院と協議のうえ行ってください。
109	別紙02-4_機能要件一覧（ハードウェア要件）	中継L2スイッチ	中継L2スイッチの構成につきまして 中継L2スイッチについては基幹となるコアスイッチと各外部接続ルータの間に割り入れる形になる構成でしょうか。	お見込みのとおりです。中継L2スイッチは、外部接続ルータのうち5台（オンライン資格確認・オンライン請求用を除く）を収容し、ネットワークの調達で整備する院内の機器との間に置く構成です（別紙02-4／94.12.3.2）。中継L2スイッチと院内の機器との接続の形は、基本設計工程で、当院とネットワークの受注者と協議のうえ決定します。
110	別紙02-4_機能要件一覧（ハードウェア要件）	外部接続ルータ	中継L2スイッチのハードウェア要件につきまして 16ポート×2スタックの構成を要件とされていますが、外部接続ルータ以外に機器を接続される予定等ございますでしょうか。	外部接続ルータ以外の機器を接続する予定はありません。ポート数は、ルータとの冗長の接続と、院内の機器との接続に必要な数を見込んだものです（別紙02-4／94.12.3.2）。
111	別紙02-4_機能要件一覧（ハードウェア要件）	拠点間ルータ	拠点間ルータの冗長構成につきまして VRRP構成を想定しておりますが、他の冗長プロトコルでのご指定はありますでしょうか。	VRRP による冗長構成で差し支えありません。機器の障害時に自動的に切り替わる構成であれば、冗長の方式の指定はありません（別紙02-4／94.12.4.2）。
112	別紙02-4_機能要件一覧（ハードウェア要件）	拠点間ルータ	拠点間ルータのWAN回線につきまして 装置は冗長構成をとりますが、WAN側の回線につきましてもルータと同じく冗長構成となっておりますでしょうか。	WAN 回線は、冗長構成です。先端予防医療部附属クリニック（MedCity21）と附属病院の間は、既設の回線（IP-VPN、帯域保証100Mbps）1回線で接続します（別紙02-4／94.12.4.2）。回線の契約と維持は、当院が行います。
113	8-2_様式第5号_技術審査資料_要件対応表_システム開発	54.8.3.1	スタッフ記載モードとは、具体的にどの様な機能を要望されておりますでしょうか？モードを分ける必要性を具体的に教えて頂けますでしょうか。	スタッフ記載モードは、職員が使うための、機能の制限がないモードです（別紙02-1／54.8.2.1）。電子サインの端末を患者に渡して記載してもらう間は、患者記載モード（54.8.1.1）で画面の遷移をできなくし、患者がほかの画面や他の患者の情報を操作できないようにします。このため、二つのモードを分け、患者記載モードからスタッフ記載モードへ戻すときは、パスワードの入力を求めることとしています（54.8.3.1）。

114	8-2_様式第5号_技術審査資料_要件対応表_システム開発	54.8.3.2	患者記載モードとは、具体的にどの様な機能を要望されておりますでしょうか？モードを分ける必要性を具体的に教えて頂けますでしょうか。	患者記載モードは、画面の遷移ができず、選んだフォーマットへの記載だけができる、機能を制限したモードです（別紙02-1／54.8.1.1）。職員がフォーマットと患者を選んだあと、ボタンの操作でこのモードに切り替え（54.8.3.2）、端末を患者に渡して署名などを記載してもらう使い方を想定しています。モードを分ける必要性は、通番113の回答のとおりです。
115	8-2_様式第5号_技術審査資料_要件対応表_システム開発	54.8.4.1	画像挿入は、どの様な機能をご要望されていますでしょうか。	画像挿入は、フォーマットに設けた画像の入力項目へ、画像を挿入して記載できる機能です（別紙02-1／54.8.4.1）。タブレットのカメラで撮影した写真や、端末に保存した画像（部位の図など）を、同意書などの記載の一部として残す使い方を想定しています。
116	8-2_様式第5号_技術審査資料_要件対応表_システム開発	54.13.1.2	こちらに記載のある、下絵とはどのような機能を想定されてますでしょうか。	下絵は、フォーマットを作成するときに背景として設定する PDF です（別紙02-1／54.13.1.2）。現在使っている同意書などの帳票を PDF にして下絵に設定し、その上に署名欄などの入力項目を配置して、フォーマットを作成する機能を想定しています。
117	8-2_様式第5号_技術審査資料_要件対応表_システム開発	－	病理部門システムに関しての質問になります。病理部様割当ての端末台数などの記載がありませんでした。お客様にて取りまとめられている認識ですが、お間違えありませんでしたでしょうか？	お見込みのとおりです。病理部に配置する端末の台数は、別紙05「端末・周辺機器一覧」のとおりです。
118	8-2_様式第5号_技術審査資料_要件対応表_システム開発	－	病理部門システムに関しての質問になります。カメラなどの部門調達物品につきましては、病理部様にてご準備いただく想定と認識しておりますが、お間違えありませんでしたでしょうか？	通番34の回答のとおりです。
119	8-2_様式第5号_技術審査資料_要件対応表_システム開発	項番49.3.4.1 大分類：80_GW・ファイル管理_転送・利用者管理 中分類：利用者管理システム 小分類：外部システム連携	弊社の利用者管理システムでは、人事給与システムから出力される利用者情報の取込みを想定しており、勤怠管理システムとの連携は想定しておりません。 本要件の「勤怠管理システム」を「人事給与システム」へ変更いただくことは可能でしょうか。	通番39の回答のとおりです。
120	8-2_様式第5号_技術審査資料_要件対応表_システム開発	項番22、項番23	項番22、項番23にほぼ同一の仕様が掲載されております 項番23の仕様が正でしょうか	24-1_生体情報モニタ管理と24-2_生体情報モニタ管理は、目的別に使用する別のシステムです。一方は救急・ICU 等で使用するモニタ管理、もう一方はそれ以外の部署で使用するモニタ管理で、どちらも必要なため、本調達でそれぞれ調達します（別紙01／No.38 生体情報モニタシステム、No.36 統合型モニタ管理システム）。どちらかを正とするものではないため、それぞれの要件に回答してください。
121	6-2 仕様書別紙 別紙02-1_機能要件一覧	P.219～P.220	30.2.2.10、30.2.2.22、30.2.2.34、30.2.2.46、30.2.2.58、30.2.2.70、30.2.2.82、30.2.2.94 23インチワイドモニターを用意とありますが、設置スペースが狭く置けないところは23インチ以下のモニターでもよろしいでしょうか。	通番36の回答のとおりです。
122	6-2 仕様書別紙 別紙02-1_機能要件一覧	P.217～P.218	30.1.2.28、30.1.3.45、30.1.4.10、30.1.4.2 処方解析端末、処方チェック端末、薬袋制御端末、薬袋プリンタが稼働中のものを継続利用することとありますが、この4件のみ継続使用でよろしいでしょうか。	通番37の回答のとおりです。
123			仕様書には記載ございませんが、薬剤部よりユヤマ社の内服系と注射系のデータベースを統合することも費用に含めてほしいとのご依頼がございました。含めた価格提示でよろしいでしょうか。	内服と注射のデータベースの統合は、本調達の要件としていません。有用と考える根拠を示したうえで、追加提案（提案書記載依頼事項／4.1.1）として提案してください。内容に応じて評価します。
124	04_8-2_様式第5号_技術審査資料_要件対応表_システム開発	項番：22.1.2.10	「他社システム（救急・ICU管理システム）との連携に関して、以下の要求を満たすこと。」について、〞以下の内容〞が見当たりませんので教えていただけないでしょうか。	通番38の回答のとおりです。
125	様式第5号　技術審査資料　要件対応表	37.1.3.3	「ロードバランサー（負荷分散装置）を配備すること」とあります。 既存PACSには配備しておりませんが、モダリティからの画像の受け口であるDICOMサーバを複数台配備することのより負荷分散を図る設計をとなっておりますので、ロードバランサー無しの設計でもよろしいでしょうか？ またロードバランサーを配備した設計の場合、接続をしております全モダリティとの接続変更が必要であり、接続先相手メーカー分の接続費用を含め、大幅なコストアップにつながり現実的ではないと考えます。	通番43の回答のとおりです。

126	様式第5号　技術審査資料　要件対応表	37.1.4.2	計38台以上導入することとありますが、別紙05_端末・周辺機器一覧【集計表】と台数に相違があります。 別紙05_端末・周辺機器一覧【集計表】の台数でご提案したく思いますが、よろしいでしょうか？	通番44の回答のとおりです。
127	様式第5号　技術審査資料　要件対応表	37.1.5.5	異なる患者の画像も比較表示ができることと記載がありますが、医療事故防止の観点から不可となります。 また必要な場合はPACSブラウザを2つ立ち上げることにより可能となります。	通番45の回答のとおりです。
128	様式第5号　技術審査資料　要件対応表	37.1.5.36	「カラースケール」が指し意味を不明です。 ただ既存システムでも、このようなご要望は受けておりませんので、対応不可でも大丈夫ではないでしょうか？	通番46の回答のとおりです。
129	様式第5号　技術審査資料　要件対応表	37.1.5.69	「ソフトウェア薬事認証されたAIエンジン、およびビュアーを実装すること。」と記載されていますが、詳細の記載がございません。 よってご提案内容の詳細について下記内容で間違いがないかお知らせください。 現行システムにおけるAiエンジン、ビュワーについては、下記仕様となっています。 【サーバハードウェア】 ・ビュワー用サーバ×計3台 ・Ai解析用サーバ×計3台 【Ai解析用ソフトウェア】 ・骨経時サブトラクションソフト ・胸部経時差分ソフト ・核医学オプションソフト ・肺結節検出ソフト 次期システム（今回の調達）においては、下記仕様でご提案をします。 【サーバハードウエア】 在籍なされている読影医の総人数から算出し、現行システムと同じく ・ビュワー用サーバ×計3台 ・Ai解析用サーバ×計3台 【Ai解析用ソフトウェア】 上記記載の現行のソフトウェアに加え、下記を追加でご提案をします。 【追加Ai解析用ソフトウェア】 SAIBodyDWIIビューワソフト MR画像解析オプション 椎体高さ自動計測 肺結節性状分析オプション 肋骨骨折検出ソフトウェア CT頭部SAIフィルタ 胸部パッケージアップグレード 腹部フィルタ 肝臓性状分析機能ソフトウェア 肺動脈SAIフィルタ 大動脈ビューワ MR前立腺ビュー MR頭部パッケージ 上記内容でよろしいでしょうか？	通番47の回答のとおりです。
130	様式第5号　技術審査資料　要件対応表	大分類：38_PACS／小分類：ﾚﾎﾟｰﾄ（ｿﾌﾄｳｪｱ）	現行の放射線レポートシステムにおいては、下記の重要カスタマイズをおこなっておりますが、仕様に記載が見当たりません。 次期システム（今回の調達）においても必須でしょうか？ 【カスタマイズ内容】 検査依頼内容の注意喚起機能の実装（対象検査：CT検査、MRI検査） 注意喚起が必要なレポートに対して、注意喚起内容を選択することで注意喚起内容のフラグの登録と、診断、報告者メモ欄に定型文章を挿入する。 レポート検索で登録したフラグにて検索できるようにする。	通番48の回答のとおりです。
131	様式第5号　技術審査資料　要件対応表	大分類：38_PACS／小分類：ﾚﾎﾟｰﾄ（ｿﾌﾄｳｪｱ）	現行の放射線レポートシステムにおいては、下記の重要カスタマイズをおこなっておりますが、仕様に記載が見当たりません。 次期システム（今回の調達）においても必須でしょうか？ 【カスタマイズ内容】 レポート一覧に、キーワード登録した時の登録キーワード数を表示、報告者メモ欄の入力があった時の報告者メモ有無の表示をできるようにする	通番49の回答のとおりです。
132	様式第5号　技術審査資料　要件対応表	大分類：38_PACS／小分類：ﾚﾎﾟｰﾄ（ｿﾌﾄｳｪｱ）	現行の放射線レポートシステムにおいては、下記の重要カスタマイズをおこなっておりますが、仕様に記載が見当たりません。 次期システム（今回の調達）においても必須でしょうか？ 【カスタマイズ内容】 IVR-CT検査の所見入力時に、所見・診断内容とは別に、後データ利用目的の分類登録画面を用意する	通番50の回答のとおりです。

133	様式第5号　技術審査資料　要件対応表	大分類：38_PACS／小分類：ﾚﾎﾟｰﾄ（ｿﾌﾄｳｪｱ）	現行の放射線レポートシステムにおいては、下記の重要カスタマイズをおこなっておりますが、仕様に記載が見当たりません。 次期システム（今回の調達）においても必須でしょうか？ 【カスタマイズ内容】 記入したレポートに重要レポート区分を付けられるようにする。 重要レポート区分を登録したときに、区分に合わせて確定通知の重要レポートコメントにそれぞれのコメントを自動セットさせる。	通番51の回答のとおりです。
134	様式第5号　技術審査資料　要件対応表	大分類：38_PACS／小分類：ﾚﾎﾟｰﾄ（ｿﾌﾄｳｪｱ）	現行の放射線レポートシステムにおいては、下記の重要カスタマイズをおこなっておりますが、仕様に記載が見当たりません。 次期システム（今回の調達）においても必須でしょうか？ 【カスタマイズ内容】 記入したレポートに重要レポート区分を登録したときに、確定レポートに重要レポート区分を表示する。	通番52の回答のとおりです。
135	様式第5号　技術審査資料　要件対応表	大分類：38_PACS／小分類：ﾚﾎﾟｰﾄ（ｿﾌﾄｳｪｱ）	現行の放射線レポートシステムにおいては、下記の重要カスタマイズをおこなっておりますが、仕様に記載が見当たりません。 次期システム（今回の調達）においても必須でしょうか？ 【カスタマイズ内容】 SEAMET対応	通番53の回答のとおりです。
136	様式第5号　技術審査資料　要件対応表	大分類：38_PACS／小分類：ﾚﾎﾟｰﾄ（ｿﾌﾄｳｪｱ）	下記項番についてはティーチング機能についての記載となりますが、過去に貴院の運用から不要と判断をされた機能となります。 ご提案から省いても問題ないでしょうか？ ・37.1.6.43 ・37.1.6.44 ・37.1.6.46 ・37.1.6.47 ・37.1.6.48 ・37.1.6.49 ・37.1.6.50	通番54の回答のとおりです。
137	様式第5号　技術審査資料　要件対応表	大分類：38_PACS／小分類：ﾚﾎﾟｰﾄ（ｿﾌﾄｳｪｱ）	放射線レポートシステムに関する既読管理機能の項目がございません。 次期システムでは配備し、仕様に含むということでよろしいでしょうか？	通番55の回答のとおりです。
138	様式第5号　技術審査資料　要件対応表	37.1.7.5	貴院では現在下記の解析オプションが稼働をしていますが、多くの記載がなく、また新規にご提案をしました解析オプションの記載もございません。 【現在稼働中の解析オプション】 冠動脈解析(CT) 心機能解析(CT) 石灰化スコア 心臓フュージョン 核医学ビューア IVIM Map 開頭シミュレータ/テンソル解析 心機能解析(MR) 遅延造影解析(MR) 心筋パフュージョン(CT) 気管支鏡シミュレータ 大動脈弁解析 4Dフロー 腹部解析(3D) 肝臓解析(CT) 肝臓解析(MR) 嚢胞腎解析 腎臓解析 オンコロジービューア 膝関節解析 肺切除解析 【新規ご提案の解析オプション】 間質性肺疾患解析 肺脱気機能 肝変形機能 膵臓解析 直腸解析 膀胱周辺臓器解析 次期システムは上記解析オプションの全てのご提案でよろしいでしょうか？	通番56の回答のとおりです。
139	様式第5号　技術審査資料　要件対応表	37.1.11.3	「高精細モニター（5M高濃度モノクロ）を計12台以上設置すること。」と記載がございますが、別紙05_端末・周辺機器一覧【集計表】の台数と相違がございます。 別紙05_端末・周辺機器一覧【集計表】を正としてよろしいでしょうか？	通番57の回答のとおりです。

140	様式第5号　技術審査資料　要件対応表	37.1.11.4	「高精細モニター（3M高濃度モノクロまたはカラー）を計80台以上設置すること。」と記載がございますが、別紙05_端末・周辺機器一覧【集計表】の台数と相違がございます。 別紙05_端末・周辺機器一覧【集計表】を正としてよろしいでしょうか？	通番58の回答のとおりです。
141	様式第5号　技術審査資料　要件対応表	37.1.11.5	「高精細モニター（2Mカラー）を計10台以上設置すること。」と記載がございますが、別紙05_端末・周辺機器一覧【集計表】の台数と相違がございます。 別紙05_端末・周辺機器一覧【集計表】を正としてよろしいでしょうか？	通番59の回答のとおりです。
142	様式第5号　技術審査資料　要件対応表	37.1.12.1～7	デジタイザの仕様になっていますが、デジタイザは既存機器を流用と伺っております。 オペレーティングシステム（製品名：AOC）計2台は保守契約期間の観点から更新予定です。この内容でよろしいでしょうか？	通番60の回答のとおりです。
143	様式第5号　技術審査資料　要件対応表	37.1.18.7	MedCity21専用PACSは既に廃棄し病院PACSと統合済みです。 よって本仕様は未対応でよろしいでしょうか？	通番61の回答のとおりです。
144	様式第5号　技術審査資料　要件対応表	項番： 10.1.9.2	詳細要件を別途ご提示願います。	通番62の回答のとおりです。
145	様式第5号　技術審査資料　要件対応表	項番： 10.1.9.3	詳細要件を別途ご提示願います。	通番63の回答のとおりです。
146	様式第5号　技術審査資料　要件対応表	項番： 10.1.9.4	詳細要件を別途ご提示願います。	通番64の回答のとおりです。
147	様式第5号　技術審査資料　要件対応表	項番： 10.1.9.5	詳細要件を別途ご提示願います。	通番65の回答のとおりです。
148	様式第5号　技術審査資料　要件対応表	項番： 43.1.1.5	詳細要件を別途ご提示願います。	通番66の回答のとおりです。
149	様式第5号　技術審査資料　要件対応表	項番： 43.1.1.6	詳細要件を別途ご提示願います。	通番67の回答のとおりです。
150	様式第5号　技術審査資料　要件対応表	項番： 43.1.1.27	貴院でご利用されている治療番号の形式などの詳細要件を別途ご提示願います。	通番68の回答のとおりです。
151	様式第5号　技術審査資料　要件対応表	26.7.2.2	要件「既存内視鏡装置14台（内視鏡室7台、耳鼻科7台）との接続を行うこと。」につきまして、現行では耳鼻科内視鏡とは接続しておりませんので、弊社接続の対象外とさせていただけないでしょうか？	通番69の回答のとおりです。
152	様式第5号　技術審査資料　要件対応表	26.7.2.3	要件「既存耳鼻科の内視鏡装置7台の接続を行い、撮影する画像データをJPEG形式で内視鏡画像サーバに送信する機能を有すること。」につきまして、現行では耳鼻科内視鏡とは接続しておりませんので、弊社接続の対象外とさせていただけないでしょうか？	通番70の回答のとおりです。
153	・賃貸借契約書表題 4契約金額 同第3条借入金額		契約金額と借入金額とは表記方法は相違しているが同一の金額と考えておりますが相違ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
154	・賃貸借契約書第4条2（契約の保証金）		想定しているリース会社は、過去2年間で、国立大学向けに本件と種類（病院情報システム）あるいは規模（賃貸借契約総額）をほぼ同じ程度の契約を2回以上締結し、これを誠実に履行中です。（現在、賃貸借期間中） 上記の事実を持って、契約第4条2に基づく契約保証金の免除適用を受けられるでしょうか。	賃貸借契約に係る契約保証金の免除の可否については、公立大学法人大阪契約事務取扱規程第24条第1項各号への該当の有無を踏まえ、本法人において判断します。なお、同項第3号に規定する実績とは、契約期間が満了し、かつ履行が完了している契約実績を指します。
155	賃貸借契約第6条1、2、3、4（再委託等の禁止及び誓約書の提出）		当方はリース会社ですが、賃貸借契約書第6条1項但し書きにある、機器の設置ならびに保守等に関わる業務は、調達仕様書2、5、（1）、②のなお以下、ならびに同2、5、（1）、④に基づき、システム開発を行う者ならびに保守を行う者が実施するものとあります。 　従って、上記業務における賃貸借契約第6条2、3、4はリース会社の責任外と理解していますが相違ないでしょうか。	調達仕様書2.5.（1）、②のなお下記以下「機器等の搬入及び設置に係る役務は、①システム開発に含める。」について、賃貸借契約書第6条第2項、第3項及び第4項はリース会社の責任外と理解して差し支えありません。一方、機器等一式借入には、製造者等による保守のうち導入時に一括して費用が生じるもの（保守部品の提供と交換、修正プログラムの提供など）を含めるため、当該保守については本条第2項、第3項及び第4項の適用対象外になりません。ただし、調達仕様書2.5.④で定義する保守業務は本入札案件の対象外であるため、本条第2項、第3項及び第4項の適用対象外となります。

156	賃貸借契約第6条1、2、3、4（再委託等の禁止及び誓約書の提出）		当方はリース会社ですが、賃貸借契約書第14条（機器の返還）にかかわる業務は、リース会社が義務を負うこととなりますが、機器の返還に当たり委託する事業者は現時点では未定であり、同第6条3にある誓約書の提出が困難な状況にあります。 この場合の対応をご教示お願いします。	機器の返還を第三者に委託する場合に提出を求める誓約書については、委託先が決定した時点で提出することを可とします。
157	賃貸借契約書第1条（契約の要項）、第11条（機器の保守等）		仕様書2．5．（1）、④（保守業務）、ならびに同6．7（3）（保守業務に係る費用の上限）により、保守については、病院様と保守会社間で別に締結する保守に係る契約により対応するとされており、リース会社に保守業務はなく、義務も負わないものと認識しております。 つきましては、賃貸借契約各条文・条項にある保守に係る各条文・条項を適用除外あるいは削除としていただきたくお願いします。	賃貸借契約書の保守の条項は、適用除外とはしません。②機器等一式借入には、製造者等による保守のうち導入時に一括して費用が生じるもの（保守部品の提供と交換、修正プログラムの提供など）を含めるため、賃貸借契約書第11条の機器の保守等は、この範囲で賃貸人が行います（調達仕様書／2.5(1)②）。製造者等に委任して行うことも認めます（賃貸借契約書案／第6条第1項）。運用と保守の役務（障害対応、定期点検、修正プログラムの適用など）は、④保守業務の契約で行い、賃貸人の義務には含みません（調達仕様書／2.5(1)④）。
158	調達仕様書　6．6．（4）返還の時期及び方法		リース会社は、借入期間中と同様、返還猶予期間中の保守についても業務はなく、義務も負わないため、同一の条件によるとの約束する権限がないことをご理解ください。 権限者は病院様と保守契約を締結する保守提供会社となりますこと申し添えます。	返還の猶予期間中も、借入期間中と同じ条件で、機器の製造者等による保守が続くようにすること（調達仕様書／6.6(4)）。その費用は、②機器等一式借入に含むものとします（2.5(1)②、6.6）。賃貸人が負う保守は、②に含める製造者等による保守の範囲で（通番157 の回答のとおり）、製造者等に委任して行うことも認めます（賃貸借契約書案／第6条第1項）。運用と保守の役務は、賃貸人の義務には含みません。
159	業務委託契約書第14条（権利の帰属）、第16条（成果品の著作権等）		権利帰属に関しては、受注者に帰属すべきものも存在すると考えます。第16条第1項に規定されているパッケージプログラム以外にも、例えば当社の標準モジュールやテンプレート、開発手法、ノウハウ等も含めて成果品の権利として発注者に帰属となると、当社自身によるノウハウ等の横展開ができなくなる懸念がございます。著作権に関しては、第16条第2項および第3項に定める複製、翻案、第三者利用、改変についても、当社が認知しないところで二次的著作物が作成される等の懸念が考えられます。以上のことから、これらの取扱いについては受注者決定後の協議事項とさせていただけないでしょうか？	入札公告で掲げている契約条項のとおりとし、受注者の決定後の協議事項とはしません。考え方は通番16 の回答のとおりで、受注者がこの契約の前から著作権を持つ標準モジュールやテンプレートは、受注者に留保されます（第16条第1項ただし書）。業務の過程で受注者だけが生み出した発明やノウハウは受注者に帰属し、当院は、ソフトウェアを利用するために必要な範囲で利用します（第17条第1項・第2項）。第16条第2項の複製と翻案は著作権法第47条の3 に定める必要な限度のもので、第3項の改変は当院に帰属した著作物に限ります。なお、これらの定めに当てはまらない事項が生じた場合は、第41条に基づき当院と受注者で協議して定めます。
160	調達仕様書　2.5契約区分①システム開発：業務委託契約、②機器等一式借入：賃貸借契約、④保守業務：業務委託契約		医薬品医療機器等法上の「医療機器修理業」は、修理業許可を有する事業者のみが実施可能と認識しております。そのため、対象機器が含まれる場合、当該機器の保守は④の業務委託契約に含まれる理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。医療機器の保守は④保守業務に含み、医療機器修理業の許可が必要な修理は、受注者が許可を持つ事業者を手配してください（調達仕様書／2.5(1)④）。なお、別紙05 の機器は、プリンターを除き、故障時の交換を当院が行い、交換後の再設定と再接続を④に含めます。調達仕様書／6.4(2)② の記載を、以下の通り訂正します。 誤：機器に不具合が存在する場合は、交換の是非を判断し、必要に応じて交換・ファームウェアの更新等を実施すること。 正：機器に不具合が存在する場合は、交換の是非を判断し、必要に応じて交換・ファームウェアの更新等を実施すること。ただし、別紙05「端末・周辺機器一覧」の機器のうちプリンター（ラベルプリンターを除く。）以外のものは、故障時の交換を当院が手配し、受注者は交換後の再設定及び再接続を行うこと。
161	入札説明書　10(2)契約保証金		契約保証金の納付免除にあたって、契約実績を提示する場合は入札会社（落札者）の実績という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。契約保証金の免除の可否を確認する実績は、本入札案件において締結する各契約について、それぞれの受注者の実績により判断します。①システム開発の業務委託契約は落札者の実績、②機器等一式借入の賃貸借契約は賃貸人（誓約書（様式第6号）で示したリース会社）の実績です。

※1　黄色のセルに必要事項を記入すること。　　※2　質問項目欄に不足があれば、適宜行挿入し、項目欄を増やして使用して下さい。